

第1分科会

育つ・学ぶ

(療育・教育)

○教育と福祉の連携

- ・ 在学中から卒業後の支援（支援のバトンタッチ）
- ・ 就学期から地域とつながるための育成会活動

——— コーディネーター ———

池尻 和良

島根県立出雲養護学校 校長

——— 基 調 講 演 ———

大沼 健司

東京都立町田の丘学園 進路指導主幹

——— 提 案 者 ———

武田 信子（島根県）

松江市手をつなぐ育成会 副会長

山本 陽子

京都市立白河総合支援学校 支援部長

丹野 哲也

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官

基調
講演

教育と福祉の連携

東京都立町田の丘学園 進路指導主幹

大沼 健司

学・育

(育・育)

育・育

育・育

育・育

育・育

育・育

育・育

育・育

育・育

育・育

育・育

育・育

育・育

育・育

育・育

育・育

第1回全国手をつなぐ育成会連合会 島根大会

「教育と福祉の連携」

平成26年度 9月 27日
東京都立町田の丘学園
大沼 健司



<主な内容>

- ・東京都町田市1市を学区としています。
- ・学校紹介
 - 知的障害63学級(342名)
(高等部191名)
 - 肢体不自由25学級(72名)
 - 計88学級(414名)
 - 教職員数(207名)
- ・町田市人口(426, 987人 H24年)
全国ランキング48位。都内12位

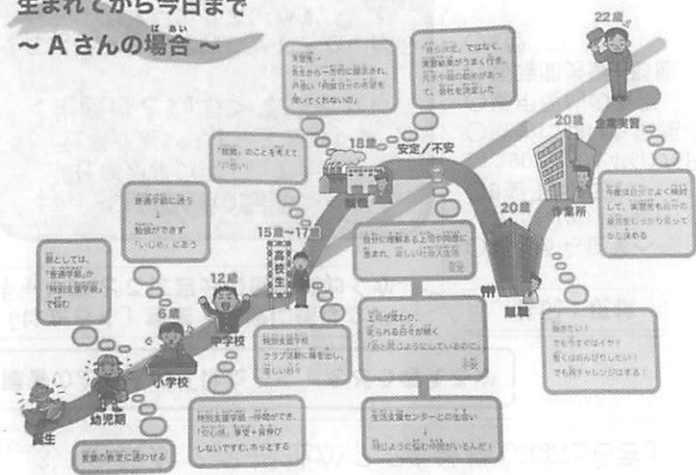
- 1 18歳の選択
- 2 国と東京都の就労状況
- 3 福祉と機関との連携
- 4 サービス等利用計画等
- 5 最後に・・・

18歳の選択

- ①限定されていた選択肢
- ②「働きたい、だから支えてほしい」
- ③企業か、福祉か? 「多様なはたらき」
- ④卒業後の可能性と新たな挑戦

2 「13人の人生チャート図」から支援するためのヒントを見つけよう!

生まれてから今日まで
～ A さんの場合 ～



①限定されていた選択肢

「働きたい、だから支えてほしい」より

②「働きたい、だから支えてほしい」

【働くこと】

個人の暮らしを確かなものにする手段

働くことを通じて、自分が自分の主人公になること

- ・知的障害に対する思いこみや誤った見方
- ・障害者雇用促進制度の対象にならなかった
→「労働力になりにくい人たち」(1997年H9年以前)
- ・「就業する力」について判断基準があいまいなこと
- ・就職することへの「とまどい」と「ためらい」があること

もしかして・・・阻害してたかも?

学校

親

地域
支援者

③ 企業か??福祉か??「多様なはたらき」

障害のある人の「はたらく」をどう考えるか

「はたらく」意識・意欲に差はない
キャリア:どこに自分の価値観おくか

状況：現状

- 福祉から企業へ 3.6%(20.1%)
- B型平均工賃 14,190円(104.4%)176円
- 就労に向けた取組み
- 雇用契約の有無
- 短時間労働、形態
- A型

<価値観の転換>

「仕事が早い人」→できる人
「仕事が遅い人」→できない人
<生産性と効率>で語らない

そこには重み、これしかできない強み
ストレングスイカす

自分自身の生き様の発見

多様な働き方→

福祉×アート

重度な人の働き方→

働くとは・・・
その人に合った働きとは。
主体的な役割。

どこに視点をあてるか

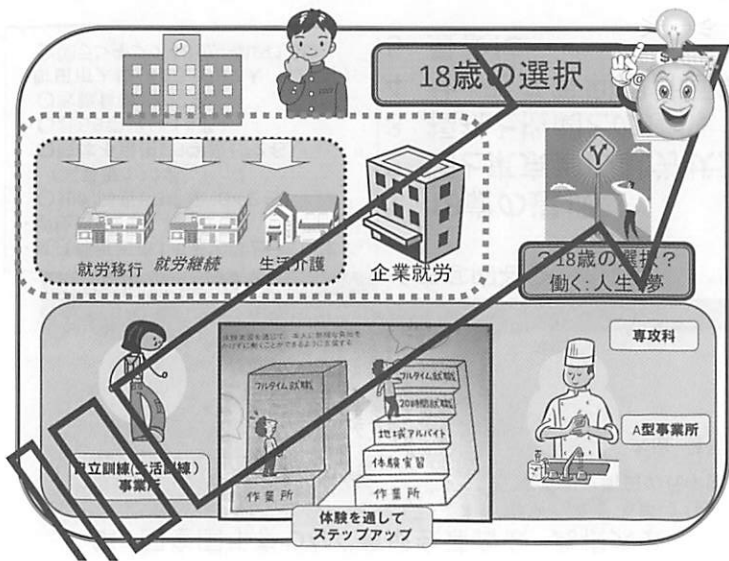
中重度な人の働き方→

A型の動き。
特色のあるB型。
工賃向上計画、優先調達
日替わり。短時間就労。特例

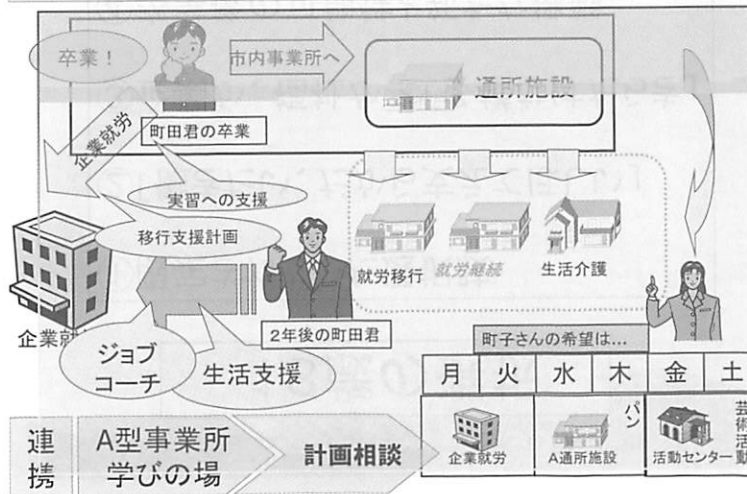
軽度な人の働き方→

法定雇用率の引き上げ。
最低賃金
職域のひろがり。
企業との連携

18歳の選択

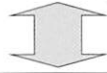


④卒業後の可能性と新たな挑戦:障害者総合支援法



就労支援をめぐる状況

- 法定雇用率1.8→2.0%
- 就職への意欲の高まり
- 就労支援センターの充実
- 福祉施策の充実



- 新たな職域への挑戦
- 福祉から企業へ
- 定着支援の重要性
- 有機的な連携とそれぞれの専門性の発揮

障害者の就労状況 (国と東京都)

- ①(都)卒業生と就労率
(東京都育成会、東京都就業促進研究協議会より)
- ②(国)民間企業における障害者雇用状況
- ③(都)就労先企業規模、就職職種
- ④(都)企業離職時の支援機関
- ⑤(都)福祉就労者の3年後
- ⑥(国)一般就労への現状

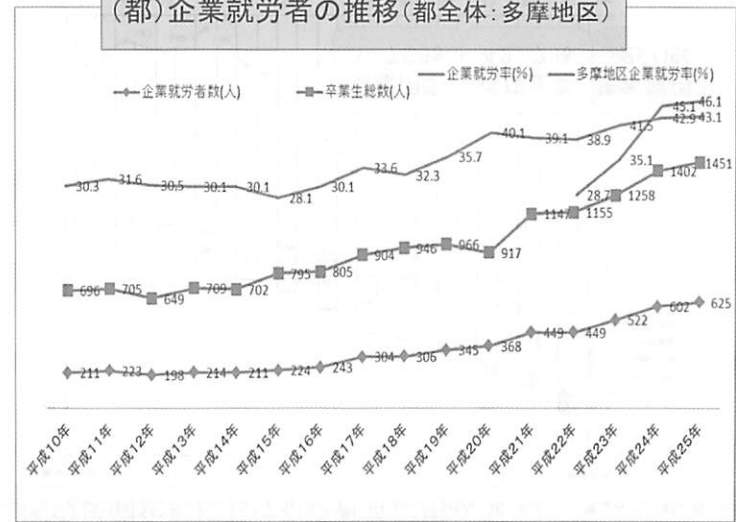
①(東京都知的障害特別支援学校)卒業生数と就労率 (就業促進データ)

卒業生年度	S55	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
就業者/ 卒業生総数	122 /227	214 /709	211 /702	224 /795	248 /805	304 /904	306 /904	345 /966	368 /918
就業率	53.7%	30.2%	30.1%	28.1%	30.1%	33.6%	32.3%	35.7%	40.1%

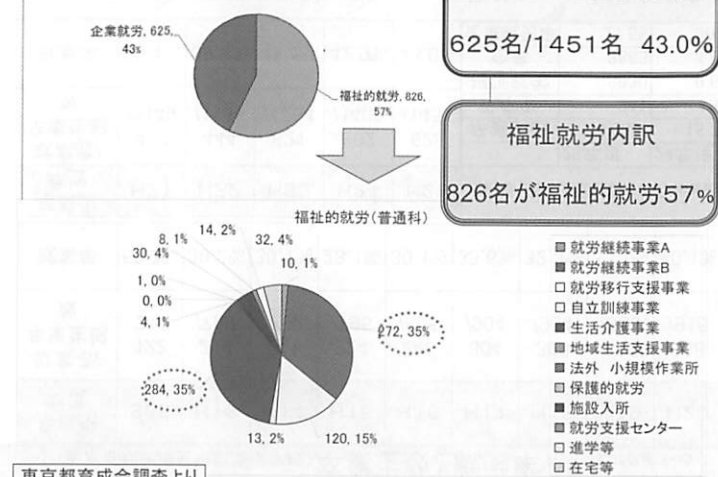
卒業生年度	H21	H22	H23	H24	H25	全国:高等部設置校のみ(校長会)	
						23年度	24年度
就業者/ 卒業生総数	449 /1149	444 /1156	621 /1254	602 /1402	625 /1451	卒業生数 14,035	15,745
就業率	39.1%	38.4%	41.1%	42.9%	43.0%	進学者	341
						福祉就労	8930
						企業	3863
						企業就業率	27.5%
							30.5%



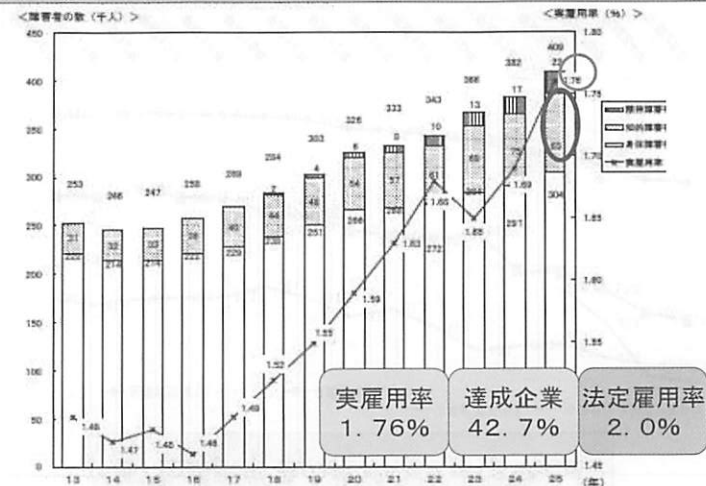
(都)企業就労者の推移(都全体:多摩地区)



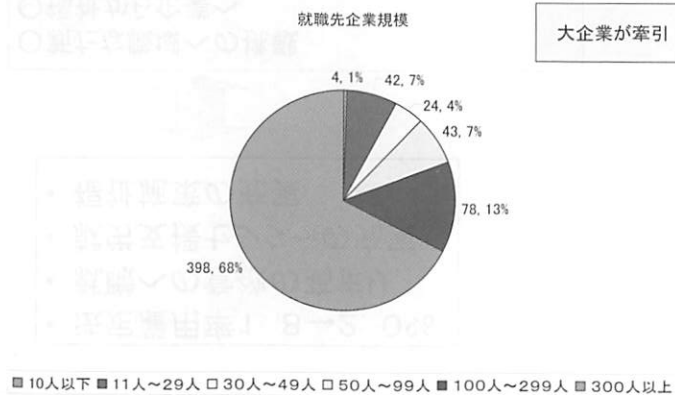
(都) H25年度就労先の割合



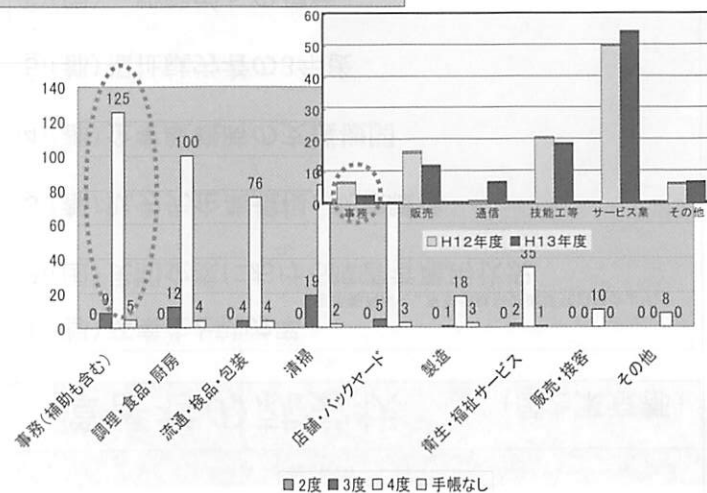
② 国の民間企業における障害者雇用状況 (実雇用率と障害者数の推移:厚労省)



③ (都) 就職先企業の規模



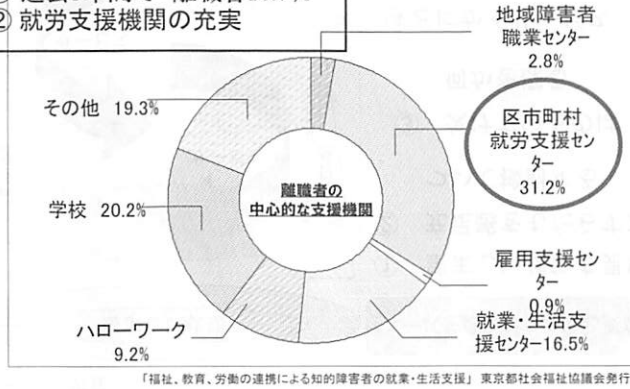
(都) H24年度卒業時の就職職種



④(都)企業離職時の支援機関

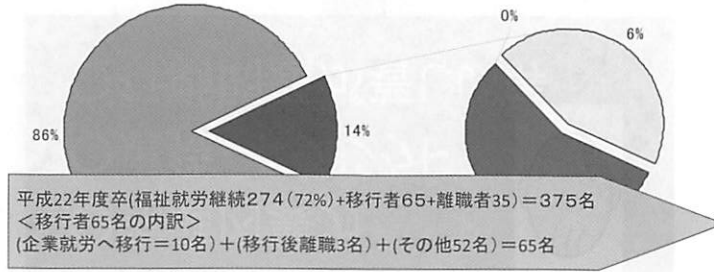
就業実態の特徴

- ① 過去5年間で 離職者16.7%
- ② 就労支援機関の充実



⑤(都)福祉就労者の3年後

現在の状況(H21年度卒)



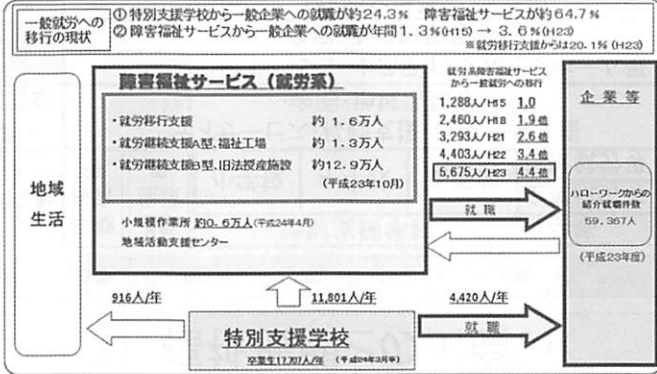
■福祉就労継続 ■企業就労へ移行後継続 □企業就労へ移行後継続移行後離職 □その他

70%~80%が
福祉就労の継続

⑥ 一般就労への現状(厚労省)

特別支援学校から一般就労への就労が約24.3%となっている一方で、障害福祉サービスから一般企業への就職は年間1%から3%にとどまっています。
就労支援施策の対象となる障害者数/地域の流れ

障害者総数約744万人中、18歳~64歳の在宅者の方、約332万人
 (内訳:身124万人 知27万人 精181万人)

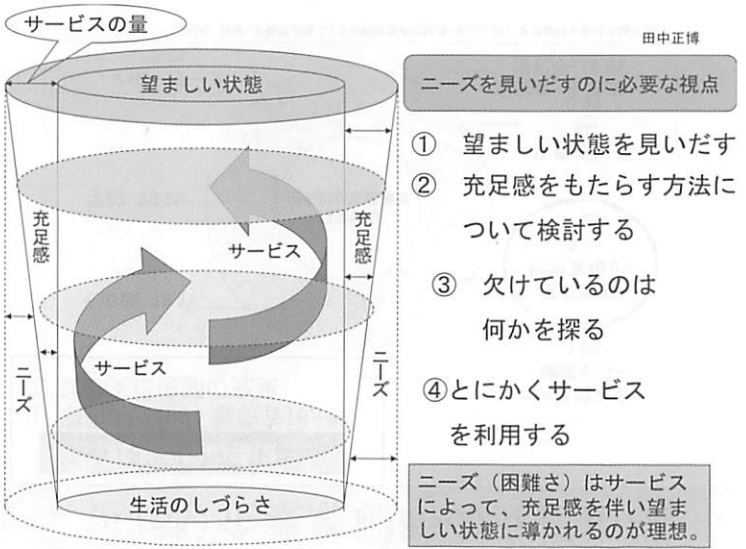
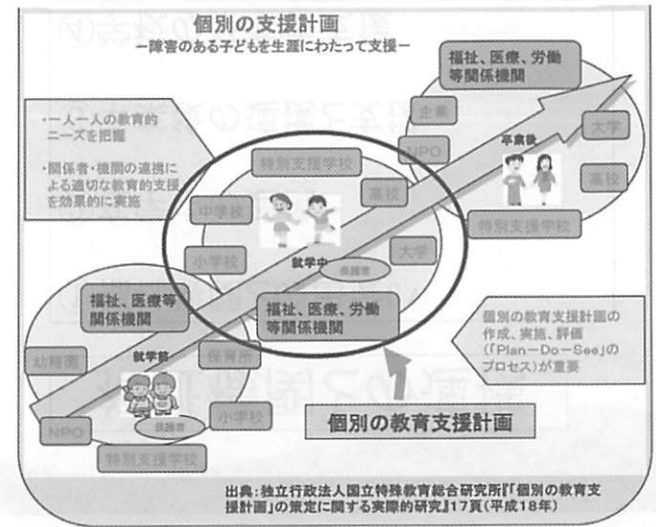


福祉機関との連携

- ①福祉機関との出会い
- ②在学中の連携
- ③卒業後の連携と支援
- ④学校の卒業生支援

① 福祉機関との出会い

	0歳	6歳	12歳	15歳	18歳	
日中活動	早期療育等	通園施設等	特別支援学校			進学等
			小学校	中学校	高等部	企業就労等 福祉就労等
余暇・地域活動		デイサービス・移動支援・日中一時支援 ・余暇・地域活動等				
住居		ショートステイ、グループホーム等 自宅・入所施設等				
医療		訪問介護等				
福祉制度	児童育成手当・特別児童扶養手当・ 障害児福祉手当等				福祉手当 基礎年金等	
		就学前支援計画			個別の教育支援計画	福祉施設 支援計画

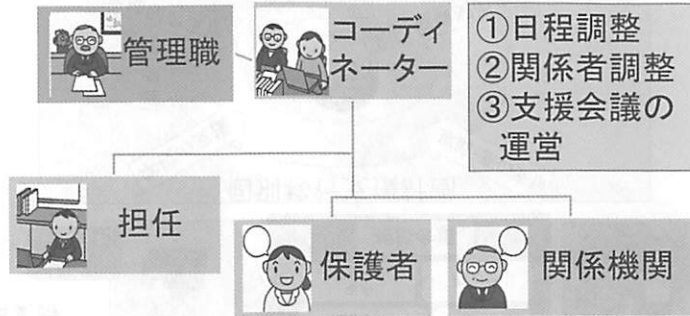


② 在学中の連携

- 登校しぶり
- 家庭内暴力
- 虐待・ネグレクト
- 行動問題が著しい等

担任だけでは対応が困難なケース

支援会議の設定



◎夏には、小1・4・中1対象の定例支援会議を設定

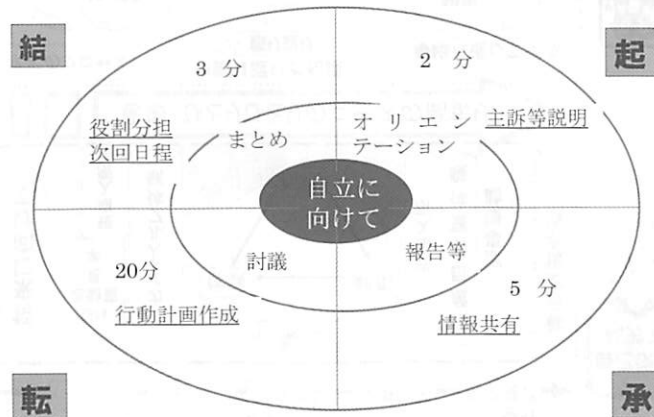
関係機関との連携

- 障がい福祉課→町田市のサービス
- 児童相談所・子ども家庭支援センター→虐待・ネグレクト
- 保健所・精神保健センター→ひきこもり、アレルギー、DV等
- 民生委員→地域の見守り



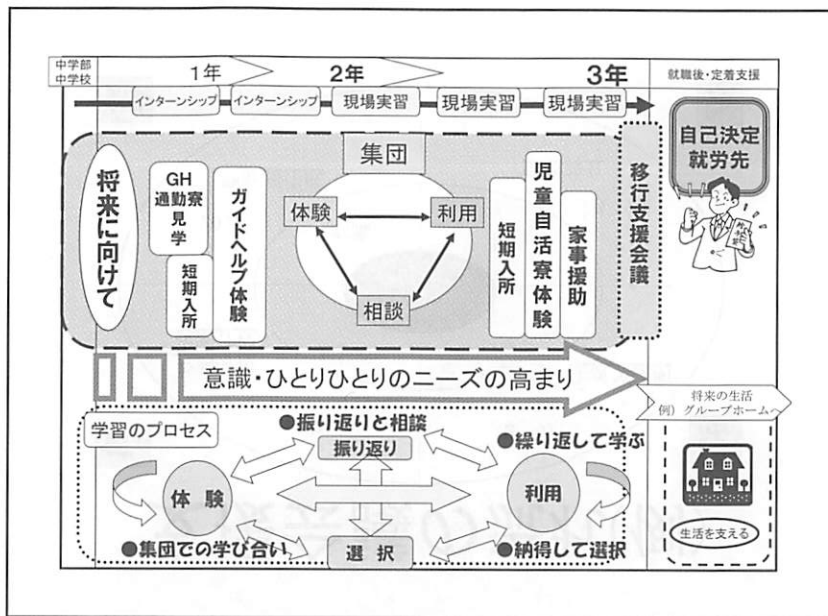
必要に応じて関係機関につなげる

支援会議の流れ(例)



行動計画の作成(例)

<主訴> 不登校・家庭内暴力 <目的> 今できる行動計画を立てる <ゴール> 自律した生活に向けて今できる事		
行動計画	具体的手立て	役割分担
行動計画	(家庭でできること) ・生活リズムの再構築 ・家族としての最低限のルール作り	保護者
	(学校でできること) ◎登校できない場合 ・通学支援計画の提案 ・家庭訪問による指導 ・保護者支援 ・校内体制作り ◎登校できた場合 ・学級作り(環境の調整) ・指導方法の工夫 ・本人、保護者の相談	担任 管理職、コーディネーター
	(関係機関との連携) ・具体的な相談支援 ・地域の資源紹介 ・授業調整、入院等	コーディネーター 障がい福祉課 主治医
<今後の方向性> 次回は10月初旬に行う。それまでに各自役割を遂行し、実施状況を報告する。 次は、関係機関にも声をかける		

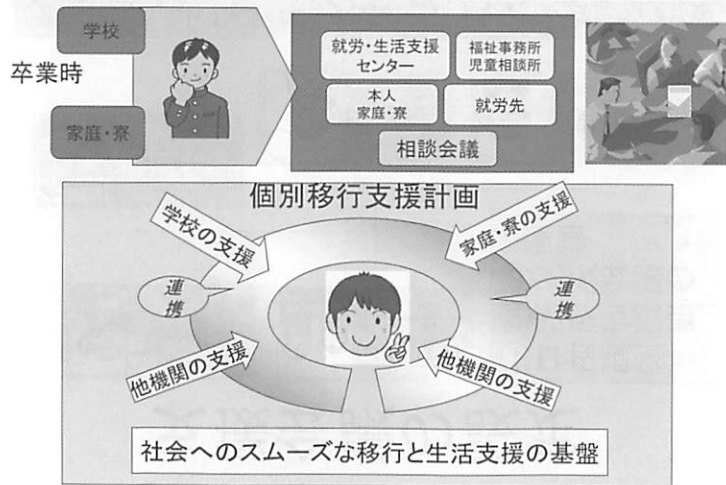


卒業時の本人のねがい

- 家族と暮らしたい
- グループホームに行きたい
- 仕事に就きたい



個別移行支援会議 (関係機関との連携) → 対象: 高3の生徒全員



在学中からの支援の必要性

在学中からライフキャリアを学ぶ

- <学齢期からの生活体験の充実を>
- 将来の希望を明確に持つことにつなげる
 - 将来の生活の変化に対応する
 - ライフステージ毎の支援課題に対応する

連携のタイミング
高等部2年生までに
顔がわかる支援

- <特別支援学校の役割>
- 積極的に地域の支援機関との連携を図る
 - 卒業後を見据えた支援の連続性の基盤を作る

生活の安定が就労生活の安定につながる

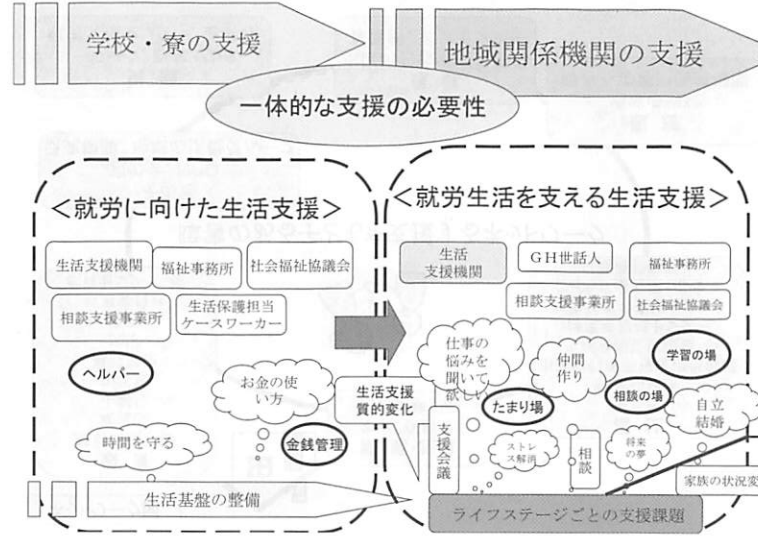
夢と希望の実現に向け卒業後の支援体制の構築が必要

③ 卒業後の連携と支援

知的障害特別支援学校高等部在学中から、学校と福祉が連携し、暮らしを見据えたさまざまな体験を積み重ねながら、卒業後の支援に連続性を作ることによって、就業支援から定着支援、そして生活支援に厚みを持たせていく

雇用促進→多くの支援機関との関わり

ピュアカン→息子が就職活動をした20年前の就労に関する社会の変容には隔世の感あり



有効な連携とは？

【連携が有効に機能する条件として】

- それぞれの機関の特性の発揮
- 役割分担の明確化
- 当事者からみて支援の連続性があること

就業の場

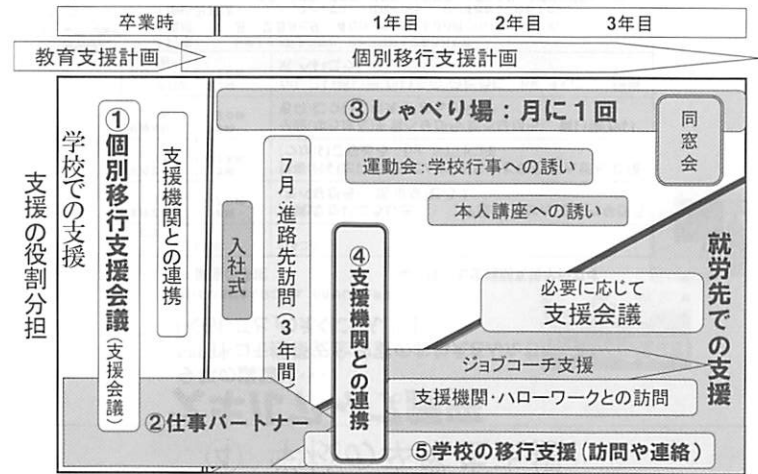
様々な拡がり
施策の充実
企業CSR

支援機関の充実

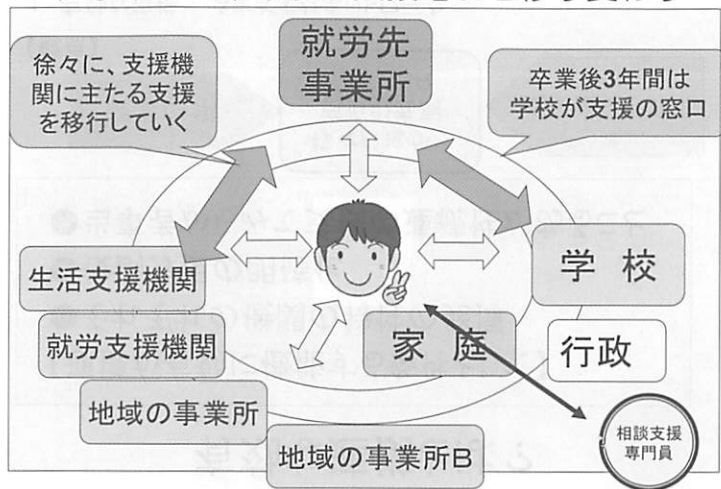
【観点】

- 1 有効な連携。さまざまなネットワーク
- 2 在学中からの連携

卒業時からの支援例



在学中から卒業後の支援増加と移り変わり



④ 学校の卒業生支援

スキルアップ講座

今年の講師は・・・
NTTドコモ携帯安全教室のおねえさんたち！
「くらしごと」のえくにさん！！



働いている皆さんのご参加、お待ちしております。
* 講座の予定 場所は、七生特別支援学校です

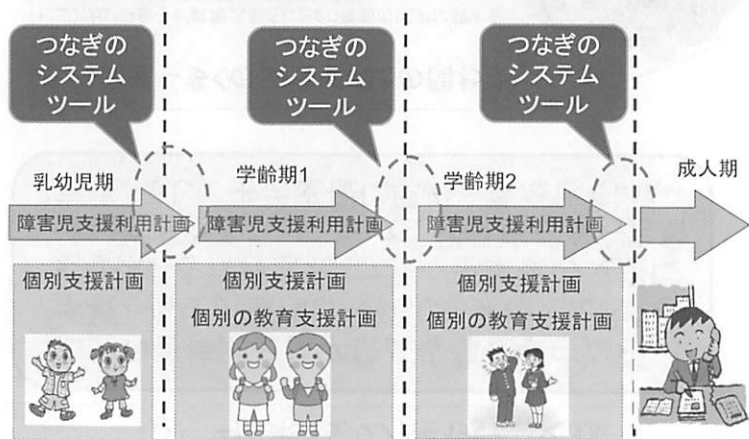
日にち	時間	やること
8月28日 (金)	18時～20時	開講式(かいこうしき) 夕飯(ゆうはん)を食べながら(たべながら)、話(はな)そう！
8月29日 (土)	13時～16時	携帯(けいたい)電話(でんわ)をもっと安全(あんぜん)に使用(つかい)こなそう by NTTドコモ
9月4日 (金)	18時～20時	夕飯(ゆうはん)を食べながら(たべながら)、買い物(かいもの)について考える(かんが)える
9月28日 (日)	13時～16時	かっこいい買い物(かいもの)のために by えくに 閉講式(へいこうしき)



* 対象 年齢18才以上の方で、本校高等部を卒業された方
* 費用 8/28日と9/4日は、夕食代(600円くらい)が必要です。
* 申込み方法 ... FAX(ファックス)・往復はがき のいずれかで応募下さい。
①氏名 ②住所 ③年齢 ④性別 ⑤所属等 ⑥電話番号 ⑦講座に期待すること、等を明記の上、下記までお送りください。

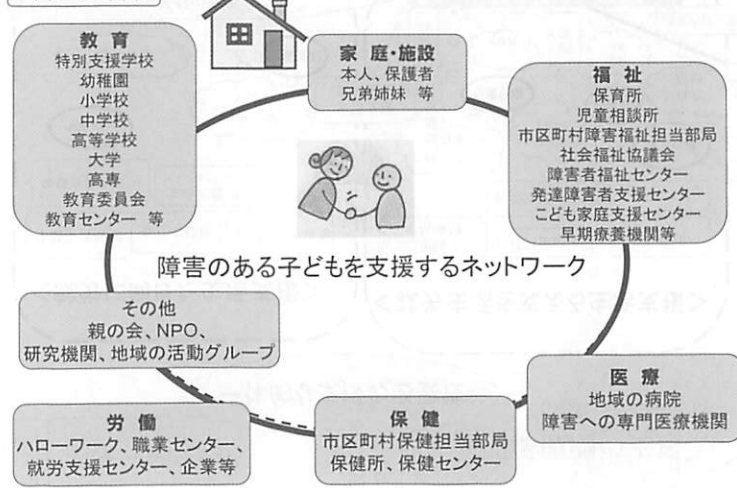
たまり場、学びの場、ストレス解消 しゃべり場と本人講座の開催

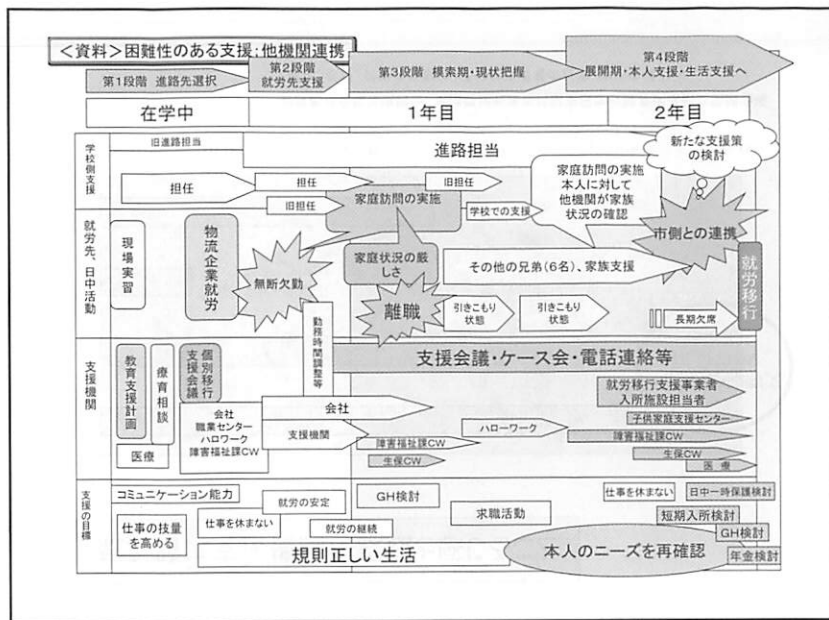
ライフステージをイメージ



宮崎県 はまゆう 田端寿明

ネットワーク図





みんなが資源！ みんなで支援！

浜田障害者就業・生活支援レント 小倉氏

サービス等利用計画

- ①近年の障害者政策関連法の創設・改正
- ②児童福祉法の改正
教育と福祉の一層の連携の推進
- ③卒業生が求めている相談
- ④計画相談

①近年の障害者政策関連法の創設・改正

法制度名称 (主な施行時期)	知的・発達障がいのある人へ関係する概要
障害者基本法の改正 (2011年7月)	地域における共生の実現、教育の場の選択、療育支援、司法における配慮、意思決定支援など、障害者施策の基本的な方向性を見直し
障害者虐待防止法の創設 (2012年10月)	障害者に対する虐待行為の禁止、市町村を中心とした虐待発生時の通報受理や一時保護、親や家族などに対する支援など
障害者自立支援法の改正 (2013年4月)	法律名称を「障害者総合支援法」へ改称、障害程度区分の見直し、グループホームとケアホームの一元化、重度訪問介護の対象拡大など
障害者優先調達推進法の創設 (2013年4月)	国や地方自治体などの行政機関による、就労支援事業所や特例子会社などから物品や業務の優先的な調達の推進など
障害者差別解消法の創設 (2016年4月から)	障害者に対する差別的な取扱いの禁止、社会参加のための「合理的配慮」の提供など
障害者雇用促進法の改正 (2016年4月から)	雇用の場における障害者に対する差別的な取扱いの禁止、社会参加のための「合理的配慮」の提供、精神障害者の雇用義務化など
国連・障害者権利条約の批准 (2014年2月)	国際水準に照らし、国連が日本の障害者施策をチェック。最初は2年、その後は4年ごとに国連レポートを提出

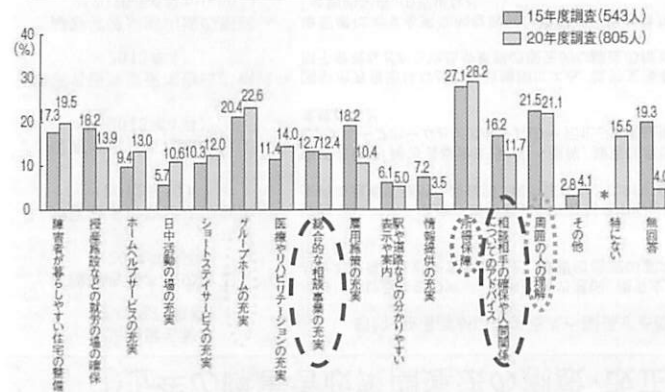
②「児童福祉法等の改正による 教育と福祉の連携の一層の推進」について

改正法により、本年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害者自立支援法に基づく居宅サービス等の障害福祉サービスを利用するすべての障害児に対し、原則として、「障害児支援利用計画等」を作成することになりました。障害児支援利用計画等の作成に当たっては、様々な生活場面に沿って一貫した支援を提供すること、障害児とその家族の地域生活を支える観点から、福祉サービスだけでなく、教育や医療等の関連分野に跨る個々のニーズを反映させることが重要です。特に学齢期においては、障害児支援利用計画等と個別の教育支援計画等の内容との連動が必要であり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の理解を得つつ、特段の配慮をお願いします。

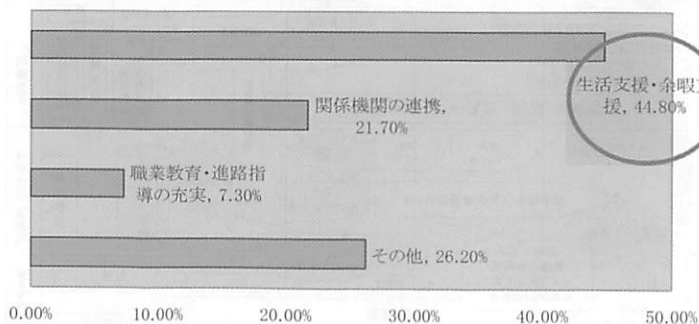
「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」平成24年4月18日 通知

③卒業生が求めている相談 「地域生活をする上で必要な福祉サービス(複数回答)」

東京都障害者計画第3期東京都障害福祉計画より



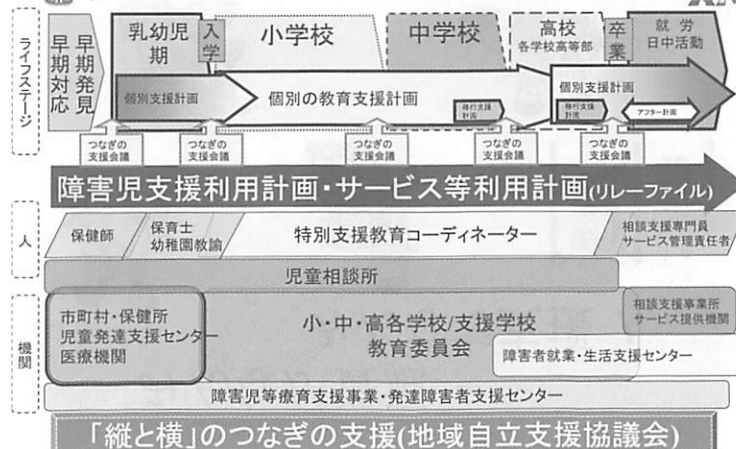
就職時に支援機関が課題と感ずること



東京都社会福祉協議会、東京都知的障害特別支援学校就業促進研究協議会編
「福祉、教育、労働の連携による知的障害者の就業・生活支援」より

④ 計画相談

ライフステージに応じた一貫した支援



参照:厚生労働省資料

計画相談？なにそれ？

教員の生の声33人40%

- ・ 今後の制度のゆくえ？
- ・ 卒業後の姿を知ることができた。
- ・ サービス等利用計画、支援者同士の連携の必要を感じた。
- ・ 我々にできることはまだまだたくさんあるのだと実感。
- ・ 個人情報の点でお互いが共有することはない。
- ・ 個別の教育支援計画の連動について、行われてる？
- ・ 閉鎖的であったり、落ち着かないからクローズで見せない子供もいたが、学校としてどのように受け入れていくかも課題ですね。
- ・ 作成したものを活用できている気がしない。
- ・ 制度の話は難しかった。
- ・ 知らないことばかりで興味深かった。
- ・ しくみがよくわからない。説明してくれるとありがたい。

学校は敷居が高い？



外堀を埋める

キーパーソンは

カンファレンス

専門用語は無理

それぞれの専門性

◇ 障害者の地域生活への移行について

参照：障害保健福祉関係主管課長会議資料(2010.03.04)

障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

サービス等利用計画

障害児支援利用計画

相談支援事業者

地域自立支援協議会

日常生活を支える相談支援

51

本人が主人公

家族や職員の意向が強く影響する支援

本人主体の個別支援計画やサービス内容というよりは、家族や職員の意向が強く反映した支援



本人が主人公

本人を中心にした個別支援計画の作成やサービス提供等、本人から出発し家族も協力者に変えていくような支援を実現

滝乃川学園 本多氏

最後に

- ① 自立を支える取り組み
- ・
- ② 今後の課題

① 自立を支える取り組み

家庭での役割



- ★ 良き理解者であること
家族しかわからないストレス
- ★ 家族も支援者としての視点で見る
ルールやマナーは誰に対しても求められる
- ★ 自立に向けての訓練の場
経験をしていなければならない

自立を支える取り組み

自立を支えるのは、家族や支援

- ・ 今からできることに
今必要なことに
取り組んでいきましょう
- * 支援機関の上手な活用を
- * 学校に相談を(個別相談)



保護者や担任との
情報交換を

自立の要求を支える

知的障害者の4つの願い(池田太郎)

- ① 私たちも働きたい
- ② 無用の存在ではなく、有用な存在として
思われたい
- ③ みんなと一緒に暮らしたい
- ④ 楽しく生きたい

自己理解、
自己肯定

その時期に
ふさわしい活動の場

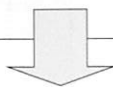
主体的に
生きる力を

②今後の課題（生徒増）

○特別支援教育の状況

特別支援学校の生徒増(今後10年間)

小、中の通常学級に特別な支援を必要とする児童・生徒
(H14年度6.3%)



軽度の生徒の増加、支援の難しいケースの増加が予想

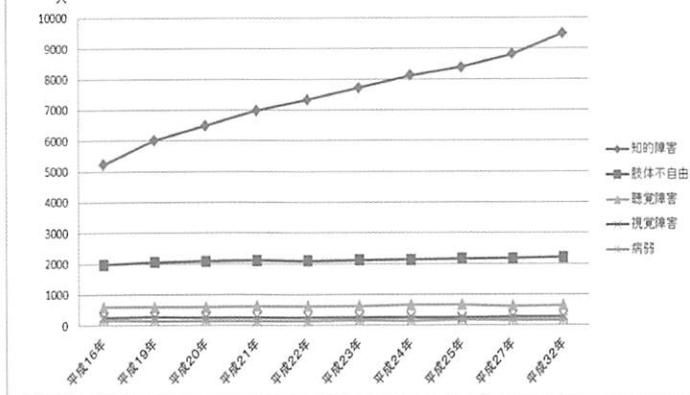
東京都特別支援学校生徒数将来推計

障害種別	平成16年度	平成21年度	平成27年度 (推計値)	平成32年度 (推計値)
	視覚障害	265	262	277
聴覚障害	591	623	629	645
肢体不自由	1,974	2,102	2,169	2,219
知的障害	5,221	6,983	8,811	9,490
病弱	170	140	177	174
特別支援学校 小・中学校				
情緒障害等 (通級指導学級)	1,831	4,647	8,017	8,804
知的障害 (固定学級)	4,855	7,140	8,582	8,942

23年度1254名 24年度1402名

(第3次東京都特別支援教育推進計画より)

東京都における特別支援学校障害種別在籍者数



提 案 松江市育成会で取り組んでいる子育て支援について

松江市手をつなぐ育成会 副会長

武田 信子

Blank lined area for writing the proposal content.

—育成会としてやってきたこと—

ひとつに 長期休業中の支援

1983年

障がい児のためのサマースクール

2011年

場所；松江養護学校 教室・体育館・中庭など

日程；4～5日間 1998年より宿泊1回～2回開始

2009年・2010年は2日間（警察学校を土日拝借）

協力；最初は 島根大学教育学部障害児教育研究室の学生

1996年より専門学校生、短大生、一般大学生、一般人

2004年から警察官の参加、協力

「子どもたちの夏休みの行き場ができたならやめる」宣言していたので

2011年28回で終了 参加者238名 兄弟参加73名

ボランティアの数は1000人以上

あまりにサマースクール希望者が増えたため

2002年『市長と語る会』で、直訴。

「親がやれる事業ではない。何とかしてほしい」



2003年 松江市が「障がい児健全育成事業(友遊事業)」を企画

委託先？当時どの事業所からも断られ…、育成会に回ってくる。

松江市の担当は最初 保健福祉部の「子育て課」

現在 松江市教育委員会「生涯学習課」となった。

教育委員会に移行したことで、学校や特別支援教育の課「エスコ」

と連携が取りやすくなった。

- ・ 市内の特別支援教育拠点校2か所（現在は1校増で計3か所）で
- ・ 市内小学校特別支援学級の学童に通っていない子どもたちを
- ・ 夏休み・冬休み中、土日とお盆・正月を除く毎日、9時から4時まで
- ・ 地域の公民館や一般市民やの芸達者な方々や学生さんに応援をもらって
- ・ 問題が起これば「エスコ」「絆；相談センター」に即連絡をとりつつ
- ・ 子どもたちと楽しいスリリングな日々を送っている。

スタッフの子どもやその友達参加を歓迎

開催場所近くの社会資源や公共交通機関を最大限利用

ルールを設定し卒業生(中・高生)は学生スタッフとして、参加OK

親同士の話し合いの場を作る(いいともおやとも子育て支援講座も開設)

学校や親との情報共有をする。支援者会議への参加

※障がいの変化に対応するために、スタッフの勉強が欠かせなくなった

サービスが増えて、「親」が変わってきた？

親の役割ってなに？

世の中の変化；働き方、核家族の増加、都会型地域社会、子どもの減少など
 →障がい児へは早期発見・早期療育、就学相談充実
 専門家、相談支援、障がい児通所支援サービス などの増加
 サマースクールを始めたころより、親は楽になったか？

ふたつめに

2009年「いいともおやとも」活動を始める。ペアレントメンターを真似て
 2011年島根大学の京研究室とタイアップして、親にアンケートを取る
 困りごとを整理してみると

- ・自分の子どもがわからない。どう接したらいいのか
 どう困った行動に対応したらいいのか
 いったいどういう障がいなのか
 わが子なのに気持ちがわからない
 - ・就学や進路のことで悩む。だれがどう決めるのか
 - ・きょうだいに関して 今の悩み、これからの不安
 - ・福祉サービスの利用にあたっての心配
 - ・子どもの将来・自分や家族の将来はどうなっていくのか・・・などなど
- なんと 親の不安は30年前とほとんど変わっていない！

子どもへの療育や教育は充実して？きたのだろうが、
 親への【障がい児子育て】の指導・教育や精神的・実質的支援はなおざり

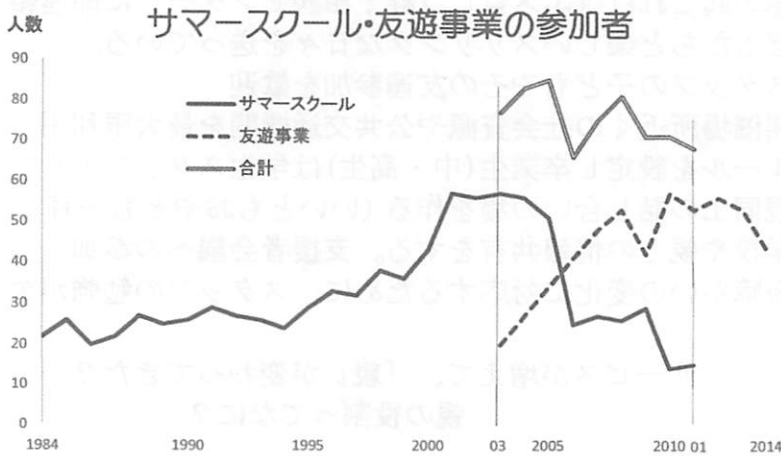
2012年より「いいともおやとも子育て支援養成講座」を開始

《・年7回 ・項目はお悩みの中から ・京研究室と共催 ・各相談機関の協力》
 先輩の親は 専門家へとつなぐ役割。 専門家では支えきれない部分での役割。
 同じ境遇の親からの情報やその生きざまは、夢と明日への力を与える

さて

松江市手をつなぐ育成会が今後存続していくための、活動はこんな感じなのかな？

〔 子育てに苦心している若い親のために「たいへんだよね」と
 共感を持って、今を支え、そしていっしょに将来を考える活動 〕



2003年～支援費制度
 2005年～自立支援法
 児童デイ利用2010年39名・11年76名/月
 放課後児童デイ113年135名/月

提 案 働く生活を支える地域支援との連携のあり方

京都市立白河総合支援学校 支援部長

山本 陽子

第1回 全国手をつなく育成会連合会 全国大会島根大会 第1分科会

働く生活を支える地域支援との連携のあり方

平成26年9月27日

京都市立白河総合支援学校
支援部長 教諭 山本 陽子

京都市立白河総合支援学校

平成26年度 平成26年7月31日現在

岡崎キャンパス	東山キャンパス
<産業総合科>	<地域総合科>
1年 3クラス 36名	1年 4クラス 40名
2年 3クラス 30名	2年 4クラス 37名
3年 4クラス 44名	

計 187 名



京都市立総合支援学校（職業学科）

- 京都市立白河総合支援学校 岡崎キャンパス（産業総合科）
食品加工／農園芸／情報印刷／
地域コミュニケーション
 - 京都市立白河総合支援学校 東山キャンパス（地域総合科）
地域コミュニケーション
 - 京都市立鳴滝総合支援学校（生活産業科）
メンテナンス／クリーニング／福祉・介護
- ・卒業後の企業就労を目指す
・専門教科と職場実習を軸に「働くこと」を学ぶ

京都市立総合支援学校（普通科）

- 京都市立 北 総合支援学校（地域制総合制）
- 京都市立 東 総合支援学校（地域制総合制）
- 京都市立 西 総合支援学校（地域制総合制）
- 京都市立呉竹総合支援学校（地域制総合制）
- 京都市立鳴滝総合支援学校（病弱部門）
- 京都市立桃陽総合支援学校（病弱部門） 小中のみ

平成25年度 卒業生進路状況

□ 雇用形態

- 正社員 … 3名
- 契約社員・準社員・パート雇用 … 34名

□ 事業所規模別

- 29人以下 … 7名
- 30～99人 … 2名
- 100～299人 … 9名
- 300～499人 … 2名
- 500～999人 … 2名
- 1000人以上 … 15名

平成25年度 卒業生進路状況

□ 雇用先内訳

・事務 (6名)	パソコンデータ入力、伝票整理、DM封入、印刷等
・製造加工 (9名)	布製品の検品・作成、食品製造、野菜の下処理、機械部品、ライン作業、包装、建築等
・物流関係 (6名)	荷物運搬・整理、ピッキング、野菜の袋詰め梱包等
・小売販売 (4名)	店舗バックヤードの販売準備、品出し等販売補助等
・飲食厨房 (5名)	食器洗浄、調理補助、店舗整備等
・サービス業(7名)	清掃、リサイクル、クリーニング、リネン、館内整備、高齢者施設周辺業務等

巣立ちのネットWORK

- 進路先の開拓・開発及び定着に向けて、各関係機関のもと、連携して情報交換、及び社会啓発を推進する

□ 第21回 (H26・11・12)

「障害のある市民のための雇用フォーラム」

- ・5年表彰
- ・障害者雇用の拡大と雇用継続

学校・行政・教育委員会が企業にアピール

デュアルシステム推進ネットワーク会議

- ・平成17年度「デュアルシステム研究会」として発足
- ・平成18年度「デュアルシステム推進ネットワーク」として発展

総合支援学校版デュアルシステム

- 企業と共に
- パートナーシップで
- 生徒を職業人に育てていく取組

協力企業 21社 平成26年7月31日現在

実習の実際

□ 職場体験実習… (1W~3W)

- ・「働くとは」「仕事とは」を学ぶ
- ・いろいろな職種・職場を体験する
- ・自分の適性や課題に気づく

□ 職場実習 … (2W~4W)

- ・企業人として働く意識を高める
- ・進路先を絞り込む

□ 就職前実習 … (就職先との相談)

- ・雇用に向けて、新たな課題を探る
- ・卒業後の職業生活にむけた準備をする

 個別の包括支援プラン (キャリアプラン) に基づいて

働く生活を支える地域支援との連携のあり方

□ アフターケア

- 定期的な職場訪問
- 本人・保護者・職場の要請による訪問



必要に応じて
 ・ケース会議
 ・カンファランス

□ 関係諸機関との連携

- 障害者職業相談室
- 障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 障害者地域生活支援センター
- グループホーム支援センター
- 福祉事務所
- 医療機関 等



在学中からの意識付け

在学中の取組

□ 施設見学

- ・2年時 … 障害者職業相談室
- ・3年時 … 福祉事務所 (ケースワーカー)
 障害者就業・生活支援センター
 障害者地域生活支援センター
- ・必要に応じて … グループホーム見学・体験

□ 個別の進路相談での連携

□ 卒業後の登録の促し

アフターケアの取組

□ 定期アフターケア

- ・会社・本人・担当者との面談
- ・家庭への報告



卒業後1年目 (年3回)

卒業後2年目 (年2回)

□ 3年目以降

- ・本人・保護者・会社からの要請に応じて

 学校から関係機関へ支援者を移行

就労・生活・余暇を支える

□ 卒業生 Aさん

在学中：T 養護施設

- ・クリーニング師国家資格試験合格
- ・ホームヘルパー3級資格取得
- ・知的障害者ソフトボール京都代表

就労先：Bファミリーレストラン 厨房補助

生活の場所：ケアホーム

幅広い連携を探って

□ 職場と : 人事担当者・店長さん・スタッフ

□ 生活の場と：ケアホーム

□ 支援センターと

: 障害者就業・生活支援センター
グループホーム支援センター

□ 医療と : 専門家としての助言

□ 福祉と 等

連携の中で見えてきたこと

- それぞれの立場からの意見を集約する
キーパーソンを作る
- 情報交換を重ねて、タイムリーに
ケース会議をもつ
- 医療機関とのスムーズな連携を図る
- 障害特性に応じた対応の専門性を高める
- 個人情報の共有の仕方を共通理解する

今後の課題

□ 職域の開拓と就労の継続支援

- 事務系の職種・職域の拡大
- アフターケアの充実

□ 個別の移行支援計画の充実

- 過不足のない情報をどう整理して伝えていくか
- 個人情報の管理をどう保証するか

□ 関係機関との更なるネットワーク作り

- 就労後の生活の場の確保
- キャリアアップとキャリアチェンジ

提 言 特別支援教育の動向 キャリア教育・就労支援を中心に

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官

丹野 哲也

Blank lined area for writing the main body of the report.

「第1回全国手をつなぐ育成会連合会 全国大会島根大会」

平成26年9月27日(土)

13:30~15:00

会場:くにびきメッセ

特別支援教育の動向 キャリア教育・就労支援を中心に

1. 特別支援教育の現状
2. 障害者の権利に関する条約への対応
3. 平成26年度キャリア教育・就労支援等の充実事業について
4. キャリア教育・職業教育のさらなる充実に向けて

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育調査官 丹野哲也

1 特別支援教育の現状

特別支援教育制度へ～特別支援教育の推進について(平成19年4月1日初等中等教育局長通知)～

特別支援教育の理念

- 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

平成19年4月1日初等中等教育局長通知

特別支援教育制度へ～特別支援教育の推進について(平成19年4月1日初等中等教育局長通知)～

特別支援教育の体制整備等

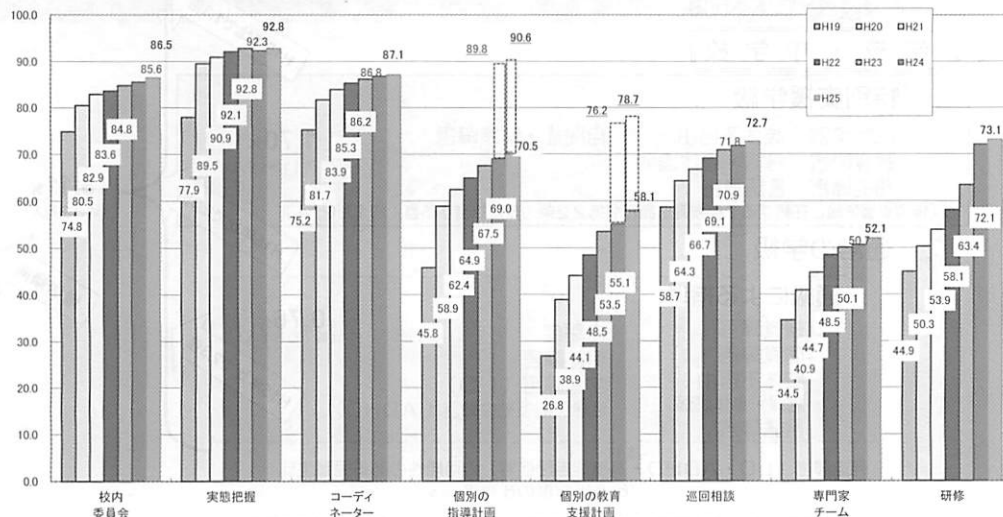
- (1) 校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 「個別の教育支援計画」の作成と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況～

幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

- 全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率—全国集計グラフ(平成19～25年度)

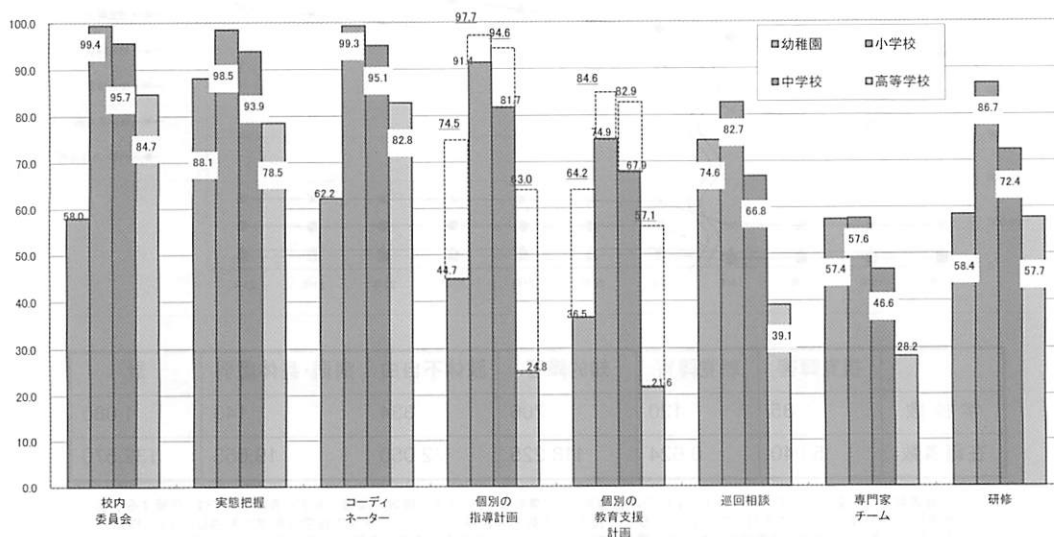


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引き、その数値によって「作成済」と回答した学校数を割り戻した場合の値を示す。

特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

- 小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は依然として課題である。

国公立計・幼小中高別・項目別実施率—全国集計グラフ(平成25年度)



※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

特別支援教育の現状～特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)～

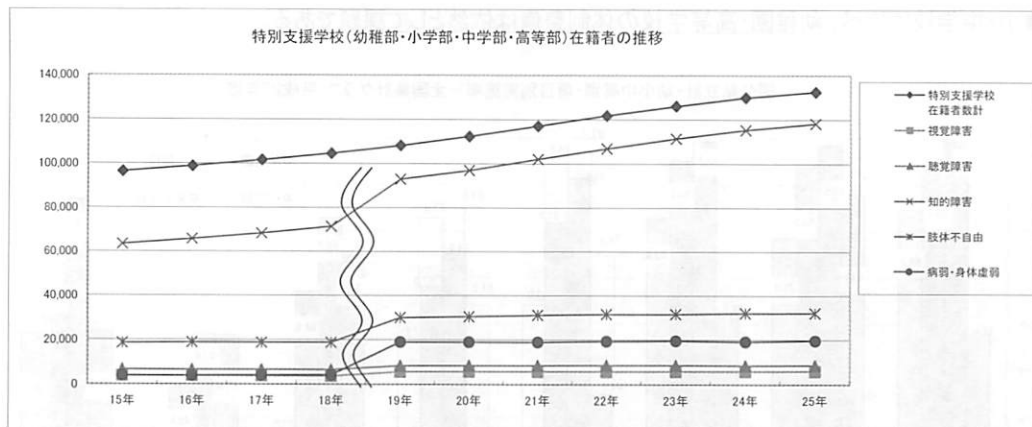
義務教育段階の全児童生徒数 1030万人



※1 LD(Learning Disabilities):学習障害、ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder):注意欠陥多動性障害
 ※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。
 (※2を除く数値は平成25年5月1日現在)

特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成25年5月1日現在)～

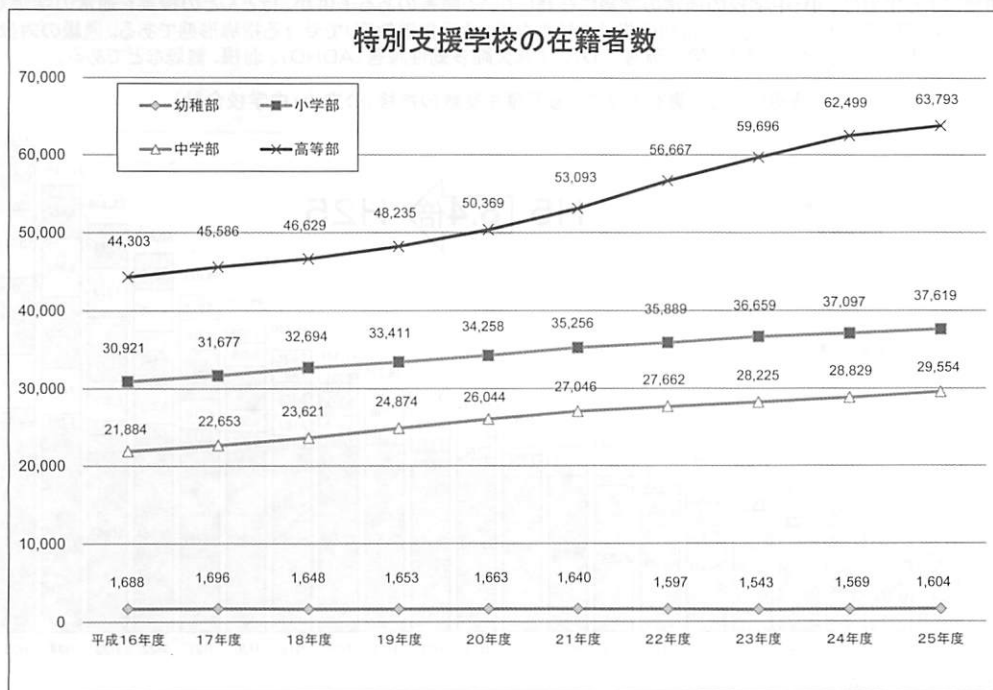
※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	85	120	706	334	143	1,080
在籍者数	5,940	8,624	118,225	32,050	19,653	132,570

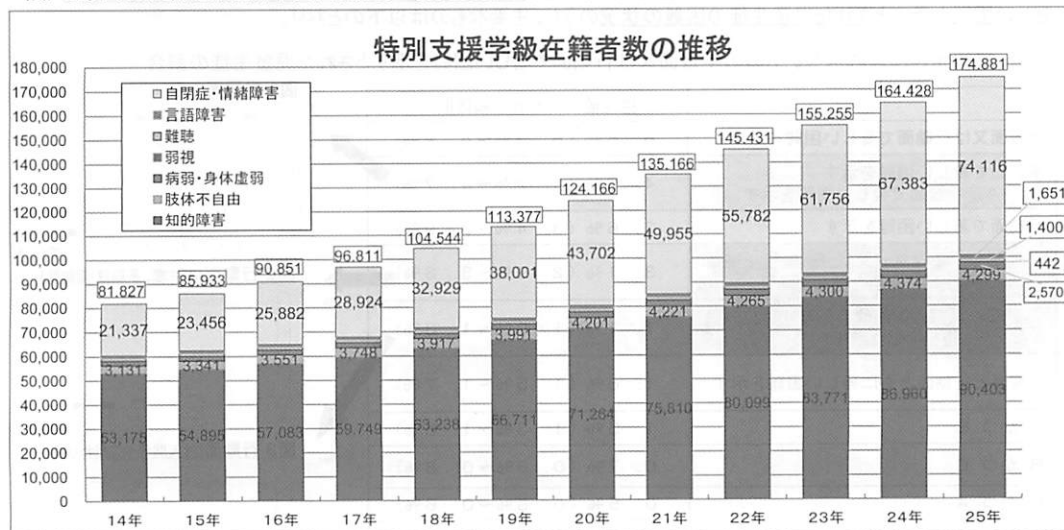
※注:在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種別以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種別に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。
 ※注:学校数は、平成19年度より、複数の障害種別に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種別に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成25年5月1日現在)～



特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成25年5月1日現在)～

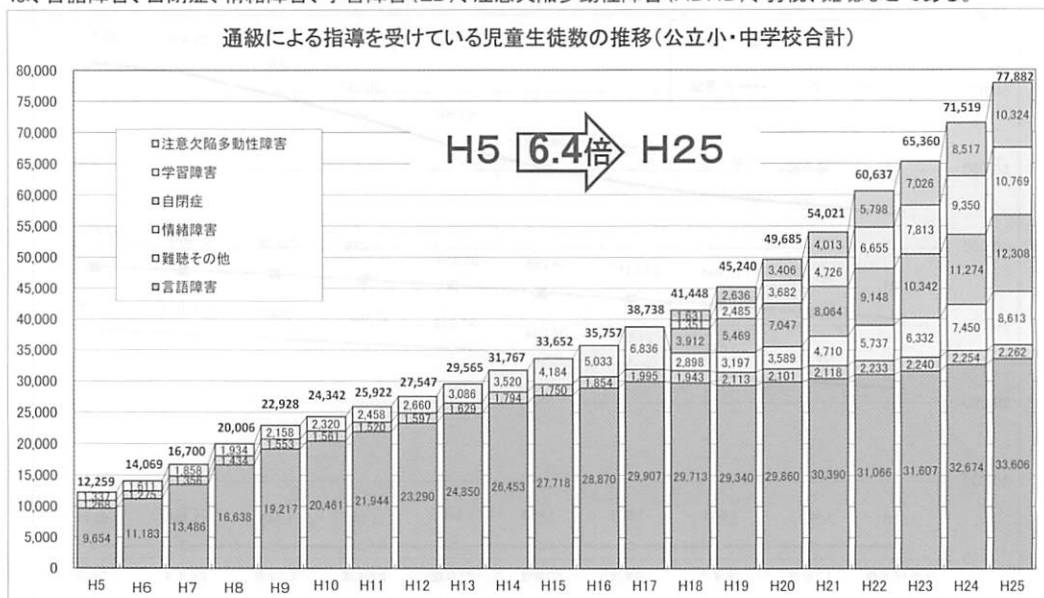
特別支援学級は、障害のある子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	23,912	2,706	1,488	365	888	562	19,822	49,743
在籍者数	90,403	4,299	2,570	442	1,400	1,651	74,116	174,881

特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成25年5月1日現在)～

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。



※各年度5月1日現在
 ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計
 ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室に対応)

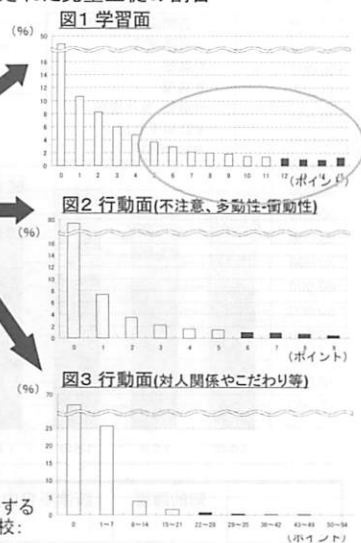
通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(概要) ①

平成24年12月公表(文部科学省調査)

複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値(95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5% (6.2%~6.8%)
学習面で著しい困難を示す A: 学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%~4.7%)
行動面で著しい困難を示す B: 「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1% (2.9%~3.3%)
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1% (1.0%~1.3%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6% (1.5%~1.7%)
A かつ B	1.5% (1.3%~1.6%)
B かつ C	0.7% (0.6%~0.8%)
C かつ A	0.5% (0.5%~0.6%)
A かつ B かつ C	0.4% (0.3%~0.5%)



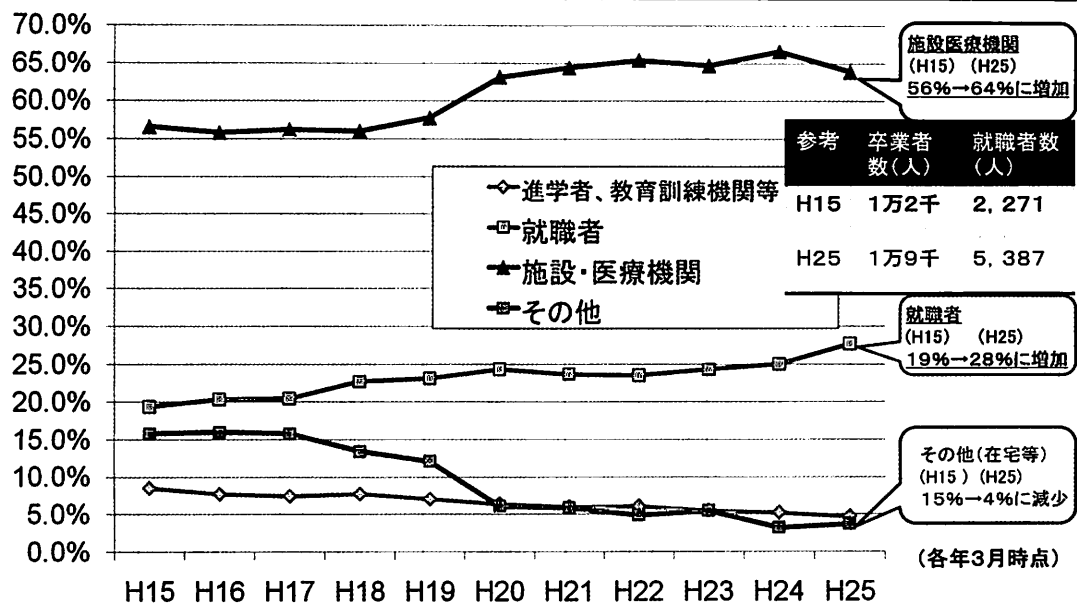
※調査対象: 全国(岩手、宮城、福島を除く)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査(標本児童生徒数: 53,882人(小学校: 35,892人、中学校: 17,990人)、回収率は97%)

※留意事項: 担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

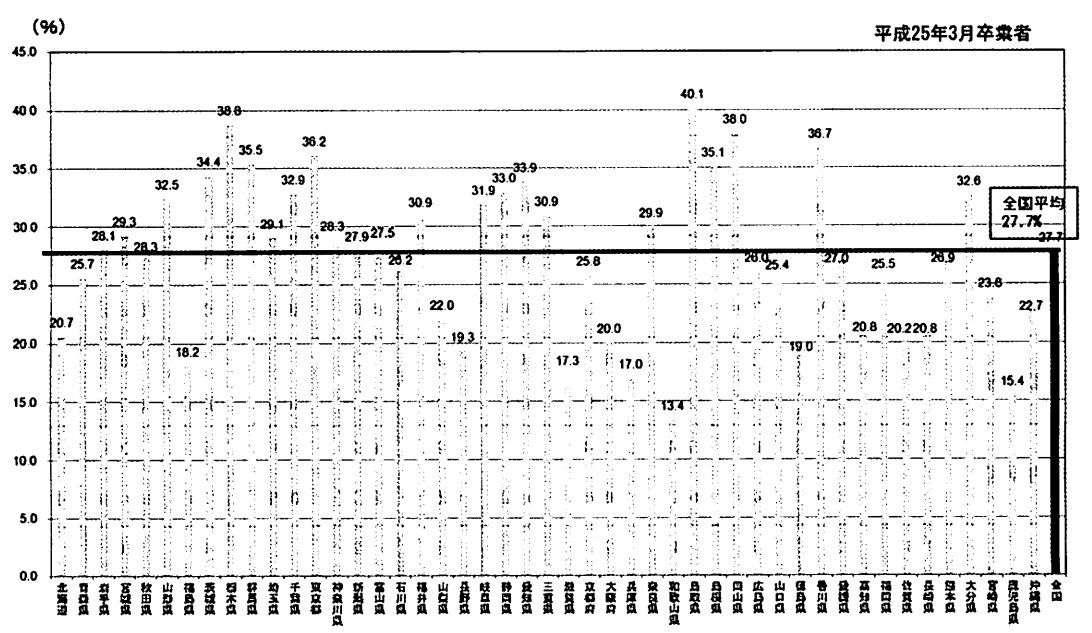
特別支援教育の現状 ～特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況～

平成25年3月卒業者

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
計	19,439人	482人 (2.5%)	436人 (2.2%)	5,387人 (27.7%)	12,422人 (63.9%)	712人 (3.7%)



特別支援教育の現状 ～特別支援学校高等部卒業者の就職率の状況(都道府県別)～



**特別支援教育の現状
特別支援学校高等部(本科)平成25年3月卒業者の進路状況**

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
	人	人	人	人	人	人
計	19,439	482 (2.5%)	436 (2.2%)	5,387 (27.7%)	12,422 (63.9%)	712 (3.7%)
視覚障害	389	115 (29.6%)	8 (2.1%)	52 (13.4%)	171 (44.0%)	43 (11.1%)
聴覚障害	502	199 (39.6%)	33 (6.6%)	187 (39.6%)	71 (14.1%)	12 (2.4%)
知的障害	16,387	83 (0.5%)	302 (1.8%)	4,952 (30.2%)	10,543 (64.3%)	507 (3.1%)
肢体不自由	1,772	42 (2.4%)	49 (2.8%)	126 (7.1%)	1,465 (82.7%)	90 (5.1%)
病弱・身体虚弱	389	43 (11.1%)	44 (11.3%)	70 (18.0%)	172 (44.2%)	60 (15.4%)

※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。

**特別支援教育の現状
特別支援学校高等部(本科)卒業者(平成25年3月卒業者)の職業別就職者数**

区分	計	専門的・ 技術的 職業従 事者	事務 従事者	販売 従事者	サービス 職業 従事者	保安職 業従事 者	農林業 従事者	生産工 程従事 者	輸送・機 械運転 従事者	建設・採 掘従事 者	運搬・ 清掃等 従事者	左記以 外のも の
計	5,388※	50 (0.9%)	430 (8.0%)	740 (13.7%)	1,336 (24.8%)	2 (0.0%)	133 (2.5%)	1,369 (25.4%)	31 (0.6%)	58 (1.1%)	1,025 (19.0%)	214 (4.0%)
視覚障害	52	23 (44.2%)	4 (7.7%)	6 (11.5%)	9 (17.3%)	0 (0%)	2 (3.8%)	5 (9.6%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (3.8%)	1 (1.9%)
聴覚障害	187	8 (4.3%)	45 (24.1%)	5 (2.7%)	10 (5.3%)	0 (0%)	2 (1.1%)	106 (56.7%)	0 (0%)	1 (0.5%)	5 (2.7%)	5 (2.7%)
知的障害	4,953	16 (0.3%)	315 (6.4%)	704 (14.2%)	1,284 (26.0%)	1 (0.0%)	125 (2.5%)	1,221 (24.7%)	29 (0.6%)	56 (1.1%)	1,004 (20.3%)	198 (4.0%)
肢体不自由	126	3 (2.4%)	57 (45.2%)	14 (11.1%)	24 (19.0%)	1 (0.8%)	3 (2.4%)	12 (9.5%)	1 (0.8%)	0 (0%)	10 (7.9%)	1 (0.8%)
病弱・ 身体虚弱	70	0 (0%)	9 (12.9%)	11 (15.7%)	9 (12.9%)	0 (0%)	1 (1.4%)	25 (35.7%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	4 (5.7%)	9 (12.9%)

※計5,388人のうち1人は「教育訓練機関等」かつ「就職者」。 ※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。

特別支援教育の現状 特別支援学校高等部(本科)卒業生(平成25年3月卒業生)の産業別就職者数

区分	農林業、林業	漁業	鉱業、採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・ 水道業	情報通信業
就職者数 (割合)	128 (2.4%)	2 (0.0%)	2 (0.0%)	74 (1.4%)	1,322 (24.5%)	6 (0.1%)	28 (0.5%)

区分	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸業	学術研究、 専門・技術サービス業	宿泊業、飲食 サービス業	生活関連サービス業、 娯楽業
就職者数 (割合)	341 (6.3%)	1,095 (20.3%)	52 (1.0%)	19 (0.4%)	28 (0.5%)	533 (9.9%)	302 (5.6%)

区分	教育、 学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されるものを除く)	左記以外のもの	計
就職者数 (割合)	67 (1.2%)	778 (14.4%)	65 (1.2%)	419 (7.8%)	76 (1.4%)	51 (0.9%)	5,388※

※計5,388人のうち1人は「教育訓練機関等」かつ「就職者」。 ※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。

2 障害者の権利に関する条約 への対応

障害者の権利に関する条約(総論)

1 条約の趣旨

○目的：障害者の人権・基本的自由の共有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進

⇒ 障害者の権利の実現のための措置等を規定

- ・障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の規定を含む)の禁止
- ・障害者の社会への参加・包容の促進
- ・条約の実施を監視する枠組みの設置、等

2 経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年 9月 日本国署名
- ・平成20年 5月 条約発効(※平成25年9月現在、136カ国・1地域機関が批准)
- ・平成25年12月 国会承認
- ・平成26年 1月20日 日本国批准(発効は2月19日)

○条約批准に向けた検討の経緯

- ・平成21年12月 内閣府「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」設置
- ・平成22年 7月 中教審初中分科会のもとに「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置
- ・平成23年 8月 障害者基本法改正
- ・平成24年 5月 内閣府「障害者制度改革推進会議」を廃止、「障害者政策委員会」を設置
- ・平成24年 7月 中教審初中分科会報告(共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進)
- ・平成25年 6月 障害者差別解消法成立(一部を除き平成28年4月1日より施行)
- ・平成25年 8月 学校教育法施行令改正(9月1日より施行)

障害者の権利に関する条約への対応 ～教育関係の条文～

3 教育部分(和文)

第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度(inclusive education system at all levels)及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度(general education system)から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要なとされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

障害者の権利に関する条約への対応～障害者基本法の改正(平成23年8月)～

経緯等

- 平成 5年 心身障害者対策基本法を障害者基本法と改称
- 平成16年6月 障害者基本法改正
- 平成23年3月 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
- 平成23年4月 障害者基本法案閣議決定
- 平成23年7月 衆議院で一部修正の上、可決 → 参議院で可決・成立
- 平成23年8月 障害者基本法改正(公布・施行)

(「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分については平成24年5月21日施行。)

教育の条文のみ抜粋

【改正後】(下線部は改正部分。斜字部は衆議院一部修正)
(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

【改正前】
(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

障害者の権利に関する条約への対応

中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月)

～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

内容

1. 共生社会の形成に向けて

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、共生社会の形成に向けた今後の進め方

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

早期からの教育相談・支援、就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「合理的配慮」について、「基礎的環境整備」について、学校における「合理的配慮」の観点、「合理的配慮」の充実

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

教職員の専門性の確保、各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方、教職員への障害のある者の採用・人事配置

障害者の権利に関する条約への対応

○中教審初中分科会報告概要①(インクルーシブ教育システムについて)

- 障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳: 包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳: 教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

障害者の権利に関する条約への対応

○中教審初中分科会報告 概要②(合理的配慮について)

3. 障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1)「合理的配慮」について

- 条約の定義に照らし、本報告における「合理的配慮」とは、「障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- 障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。
- 「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

障害者の権利に関する条約への対応

○基礎的環境整備と合理的配慮(中教審初中分科会報告より)

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

基礎的環境整備

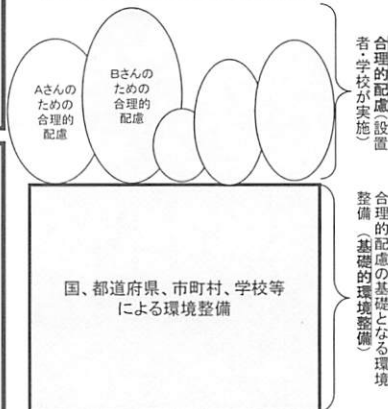
- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

学校における合理的配慮の観点

①教育内容・方法

- ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮
- ②支援体制
 - ②-1 専門性のある指導体制の整備
 - ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
 - ②-3 災害時等の支援体制の整備
- ③施設・設備
 - ③-1 校内環境のバリアフリー化
 - ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

合理的配慮と基礎的環境整備の関係



(参考)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要

障害者基本法
第4条

基本原則
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化



具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ (主務大臣が)事業分野別の指針(ガイドライン)を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保 ● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

- 紛争解決・相談 ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
- 地域における連携 ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動 ● 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等 ● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日(施行後3年を目途に必要な見直し検討)

3 平成26年度キャリア教育・就労支援等の充実事業について

平成26年度特別支援教育関係予算等

～障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実～
平成26年度予算額13.1億円（平成25年度予算額9.9億円）

就学前

(早期支援)

【**拡充**】早期からの教育相談・支援体制構築事業 335百万円(70百万円)
障害のある子供に対する早期からの教育相談及び支援体制の構築を推進するため、教育と保育、福祉、保健、医療等の連携推進、情報提供等の取組を支援する。 ◆16地域 → 40地域 ◆早期支援コーディネーター 約50人配置 → 約120人配置

(学習上の支援及び教材の開発)

【**新規**】学習上の支援機器等教材活用促進事業 584百万円
障害のある児童生徒等の学習上の困難軽減のため、ニーズのある利用しやすい支援機器等の教材開発を支援する。さらに、支援機器等アドバイザーを活用した指導方法の実践研究を行うとともに、支援機器等教材についての情報を一元的に集約・データベース化し、全国的な活用を促進する。また、デジタル教材等の教科書デジタルデータを活用した音声教材等の効率的な製作方法の調査研究等を行う。
◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所 ◆支援機器等教材普及促進事業(特総研)
◆支援機器等教材を活用した指導方法充実事業 ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

(教職員の専門性向上)

【**拡充**】発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業 586百万円(78百万円)
発達障害に関する教職員の専門性の向上を図るため、拠点校での研修などの実践的な取組等や大学における教職員の育成プログラム開発事業に加え、発達障害の可能性のある児童生徒を念頭に置き、外部人材を活用することにより、クラス全体にとってわかりやすい指導の工夫など早い段階からの支援の在り方について研究事業を行う。
◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業(新規) 40地域・5大学・発達障害支援アドバイザー 約80人配置
◆発達障害理解推進拠点事業(拡充) 18校・地域→40校・地域 ◆発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業(拡充) 4大学→7大学

(人的配置の充実)

【**拡充**】加配教職員定数
発達障害や比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導への対応や特別支援教育コーディネーターの配置等。 ◆235人の改善増

(学校施設整備)

特別支援学校の教室不足解消のための補助制度の創設
廃校になった施設や、既存の公立小・中等学校の空き教室を改修し、特別支援学校の新設、分校・分教室として整備。 ◆補助率:1/3

(キャリア教育・就労支援等、個々の能力・才能を伸ばす教科指導等の充実)

【**新規**】自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 449百万円
発達障害を含め障害のある生徒の将来の自立と社会参加に向けた適切な指導を行うため、企業と連携した教員の研修、就労先開拓・職場定着支援のためのコーディネーターの配置など、キャリア教育・就労支援等の充実を図る。また、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす教育課程の編成に関する研究を実施する。
◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 40地域・就職支援コーディネーター 約40人配置
◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 27地域・自立活動等担当教員 約30人配置

(就学の支援)

特別支援教育就学奨励費負担等 10,151百万円(8,403百万円)
特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者への経済的負担軽減のため、通学費、学用品費等の経費を援助。
◆高校授業料無償化制度の見直しによる対応 特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援を拡充

学校教育

自立と社会参加

■共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築(インクルーシブ教育システム構築事業)等

平成26年度 キャリア教育・就労支援等の充実事業
障害のある生徒のためのキャリア教育等の現状と課題

1. 特別支援学校高等部の卒業者のうち、就職者数は増加しているものの、高等部在籍者数が大幅に増加しており、就職率は微増にとどまっている。
→ 就職率の向上の加速化に向けた全国的な取組が必要
2. 高等学校における特別支援教育については、小・中学校に比べて、依然として体制整備に課題がある。
→ 特別支援学校のノウハウを生かしたキャリア教育等の充実が必要
3. 障害のある生徒の能力を可能な最大限度まで伸ばし、自由な社会に効果的に参加することを可能とするインクルーシブ教育システム構築に向けて、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。
→ 発達障害を含め障害のある生徒の自立と社会参加に向けた教育の充実が必要

平成26年度 キャリア教育・就労支援等の充実事業

平成26年度予算額 319百万円（新規）

特別支援学校高等部の就職率(25.0%)の一層の向上に向けた取組が必要

- 企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実
- 早期からのキャリア教育等の推進(小・中・高等部の系統的なキャリア教育)

高等学校の発達障害のある生徒への指導の充実が必要

- 特別支援学校のノウハウを取り入れた指導の改善・充実

障害のある生徒が自立し社会参加を図るためには、高等学校段階におけるキャリア教育・職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を充実することが必要である。また、とりわけ高等学校においては、発達障害のある生徒に対して、特別支援学校高等部のセンター的機能を活用しながら、適切な指導や支援を行うことが必要である。
このため、労働、福祉の関係機関等と連携し、高等学校段階におけるキャリア教育、就労支援等の充実を図る事業を実施する。

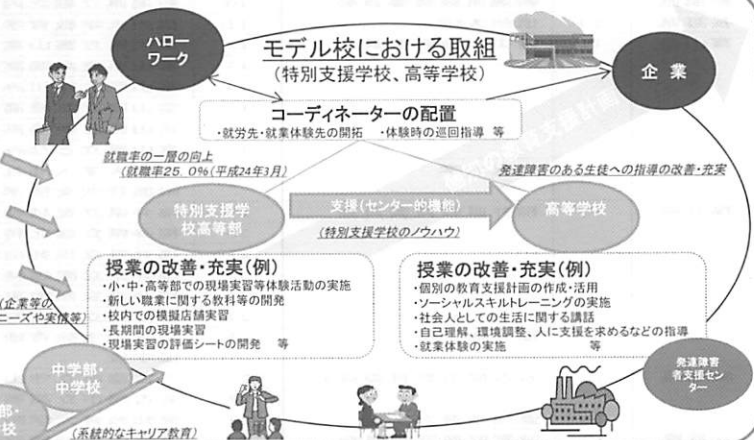
モデル地域における取組

(就職支援ネットワーク会議の設置)

モデル校の改善プランの検討・評価
特別支援学校が核となって地域の労働関係機関等とのネットワークの構築を図り、モデル校(特別支援学校、高等学校)の改善プランの検討、評価。

教員の研修の実施
障害者を雇用する企業現場等での実情を踏まえた指導の充実が図れるよう、教員の研修プログラムを開発し、企業での体験研修等を実施。

技能検定等の開発
生徒が目的意識を持って学習意欲を高めたり、就職の際に在学時の学習の成果を証明したりする上で活用できるような技能検定等を開発・実施。



障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化(平成25年3月厚生労働省職業安定局長通達、文部科学省初等中等教育局長通知)

障害者の自立と社会参加の推進

平成26年度 キャリア教育・就労支援等の充実事業
事業内容①「モデル地域の指定等」

①モデル地域の指定

委託を受けた団体は、モデル地域を原則1か所設定する。ただし、委託を受けた団体が対象校に対する指導助言等を十分に行い得る場合には、複数のモデル地域を設定することができる。

モデル地域は、次の(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれかを主たる研究事項とする。

- (Ⅰ)特別支援学校高等部と高等学校の連携
- (Ⅱ)特別支援学校高等部
- (Ⅲ)高等学校

②モデル校の決定

委託を受けた団体は、モデル地域内の高等学校、特別支援学校高等部の中からモデル校を決定する。

③進捗状況の把握及び指導助言

委託を受けた団体は、実践研究の進捗状況を把握するとともに、モデル校又はその設置者に対し、必要な指導助言を行うものとする。

平成26年度 キャリア教育・就労支援等の充実事業
委託先一覧(1/2)
※Ⅰ型：特別支援学校高等部と高等学校の連携、Ⅱ型：特別支援学校高等部、Ⅲ型：高等学校

所在地	委託先	モデル校	種類	
北海道	1 北海道教育委員会	1 北海道新緑津高等養護学校	Ⅱ型	
宮城県	2 宮城県教育委員会	2 宮城県東松島高等学校	Ⅲ型	
山形県	3 山形県教育委員会	3 山形県立鶴岡高等養護学校	Ⅱ型	
		4 山形県立鶴岡養護学校		
福島県	5 福島大学	5 山形大学附属特別支援学校	Ⅱ型	
		6 福島大学附属特別支援学校		
茨城県	6 茨城県教育委員会	7 茨城県立鹿島高等学校	Ⅲ型	
千葉県	7 千葉県教育委員会	8 千葉県立船橋高等学校	Ⅲ型	
東京都	8 筑波大学	9 筑波大学附属稲が丘特別支援学校	Ⅱ型	
新潟県	9 新潟県教育委員会	10 新潟県立堀之内高等学校	Ⅲ型	
長野県	10 信州大学	11 信州大学教育学部附属特別支援学校	Ⅱ型	
富山県	11 富山県教育委員会	12 富山県立富山高等支援学校	Ⅰ型	
		13 富山県立高岡高等支援学校		
		14 富山県立新川みどり野高等学校		
		15 富山県立雄峰高等学校		
		16 富山県立新湊高等学校		
		17 富山県立となみ野高等学校		
石川県	12 金沢大学	18 金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校	Ⅱ型	
福井県	13 福井県教育委員会	19 福井県立奥越特別支援学校	Ⅱ型	
		20 福井県立嶺北特別支援学校		
		21 福井県立福井南特別支援学校		
		22 福井県立南越特別支援学校		
		23 福井県立嶺南東特別支援学校		
		24 福井県立嶺南西特別支援学校		
14 福井大学	25 福井大学教育地域科学部附属特別支援学校	Ⅱ型		
愛知県	15 名古屋市教育委員会	26 名古屋市立守山養護学校	Ⅰ型	
		27 名古屋市立高等学校(未定)		
	16 愛知教育大学	28 愛知教育大学附属特別支援学校	Ⅱ型	
滋賀県	17 滋賀県教育委員会	29 滋賀県立湖南農業高等学校	Ⅲ型	
京都府	18 京都府教育委員会	30 京都府立中丹支援学校	Ⅱ型	
		19 京都市教育委員会		31 京都市立白河総合支援学校
				32 京都市立白河総合支援学校東山分校
				33 京都市立鳴滝総合支援学校

平成26年度 キャリア教育・就労支援等の充実事業 委託先一覧(2/2)
 ※Ⅰ型：特別支援学校高等部と高等学校の連携、Ⅱ型：特別支援学校高等部、Ⅲ型：高等学校

所在地	委託先	モデル校	種類			
大阪府	20 大阪府教育委員会	34 大阪府立高槻支援学校	Ⅰ型			
		35 大阪府立寝屋川支援学校				
		36 大阪府立堺支援学校				
		37 大阪府立高等学校(未定)				
兵庫県	21 兵庫県教育委員会	38 兵庫県立高等特別支援学校	Ⅰ型			
		39 兵庫県立有馬高等学校				
		40 鳥取県立等の浦高等特別支援学校				
鳥取県	22 鳥取県教育委員会	41 岡山県立倉敷鷺羽高等学校	Ⅱ型			
岡山県	23 岡山県教育委員会	42 岡山県立倉敷曙浦高等支援学校	Ⅰ型			
		43 徳島県立国府支援学校				
		44 徳島県立みなと高等学園				
愛媛県	25 愛媛県教育委員会	45 愛媛県立新居浜特別支援学校	Ⅰ型			
		46 愛媛県立新居浜商業高等学校				
		47 愛媛県立川之江高等学校				
高知県	26 愛媛大学	48 愛媛大学教育学部附属特別支援学校	Ⅱ型			
		27 高知大学		49 高知大学教育学部附属特別支援学校		
福岡県	28 北九州市教育委員会	50 北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園	Ⅱ型			
		51 北九州市立小倉北特別支援学校				
		52 北九州市立小倉南特別支援学校				
		53 北九州市立八幡特別支援学校				
		54 北九州市立小池特別支援学校				
		55 北九州市立企球特別支援学校				
		29 学校法人立花学園		56 立花高等学校	Ⅲ型	
		佐賀県		30 佐賀県教育委員会	57 佐賀県立うれしの特別支援学校	Ⅱ型
		長崎県		31 長崎県教育委員会	58 長崎県立希望が丘高等特別支援学校	Ⅱ型
					32 学校法人五木学園	
熊本県	33 学校法人松本学園	60 (学校法人松浦学園)城北高等学校	Ⅲ型			
		61 (南阿蘇科教育特区株式会社)くまもと清陵高等学校				
		62 宮崎県立みやざき中央支援学校				
宮崎県	34 宮崎県教育委員会	63 宮崎県立延岡しろやま支援学校	Ⅱ型			
		64 沖縄県立沖縄高等特別支援学校				
沖縄県	35 沖縄県教育委員会	65 沖縄県立南風原高等学校	Ⅰ型			

平成26年度 キャリア教育・就労支援等の充実事業 事業内容(モデル地域における取組)

①モデル地域における取組

モデル校となる特別支援学校高等部及び高等学校の教員、教育委員会等のモデル校の設置者のほか、労働・福祉等の関係機関からなる就職支援ネットワーク会議を設置し、モデル校への就職支援体制を構築する。モデル地域の研究事項が(Ⅰ)「特別支援学校高等部と高等学校の連携」の場合には、特別支援学校高等部が核となって、高等学校も含めた関係機関による就職支援体制を構築する。

就職支援ネットワーク会議においては、モデル校への助言・評価、教員研修プログラムや技能検定の開発などを実施し、障害のある生徒の就職支援のためのネットワークを構築する。

(就職支援ネットワーク会議構成員の例)

都道府県労働局、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、特例子会社、地域障害者職業センター、就労移行支援事業所、ジョブコーチ、障害者職業能力開発校、都道府県・市町村雇用又は福祉担当部局等の担当者

(取組例)

i) 教職員、保護者の研修等

障害者を雇用する企業現場等での実情を踏まえた指導の充実が図れるよう、教員の研修プログラムを開発し、企業での教員の体験研修等を実施する。

- ・障害者雇用率制度等に関する講義(保護者も対象)
- ・障害者を雇用する企業等での体験研修
- ・(高校教員向け)特別支援学校でのキャリア教育・職業教育に関する授業視察
- ・キャリア教育・職業教育に関する講義・演習 等

ii) 技能検定

生徒が目的意識をもって学習意欲を高めたり、就職の際に学習の成果を証明したりする上で有効である。このため、企業等と連携して、障害のある生徒のための技能検定を開発し実施する。

平成26年度 キャリア教育・就労支援等の充実事業

事業内容 (モデル校における取組、特別支援学校高等部)

②モデル校における取組

(ア)就職支援コーディネーターの配置

就職支援コーディネーターを配置し、モデル校となる特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先・就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行う。

(イ)特別支援学校高等部における取組

特別支援学校高等部においては、企業等と連携して現場実習等の就業体験の機会の拡大、校内実習の改善や企業関係者を講師とした授業の実施などのキャリア教育・職業教育の改善充実を図るとともに、小・中学部と連携した系統的なキャリア教育を推進する。

(取組例)

i)現場実習等の就業体験の機会の拡大等

- ・学校での授業を事業所での長期の実習で行う「デュアルシステム」の実施
- ・小学部での近隣の商店での校外学習、中学部での地域の施設での就労準備体験、高等部での現場実習を組み合わせた系統的な体験活動の実施
- ・事前事後指導の一環として、自己評価と他者評価を記入する就業体験の記録シートの作成
- ・実習先の機関等と連携した就業体験の評価規準の作成

ii)キャリア教育・職業教育の改善充実

- ・ICTなど新しい職業に関する専門教科の開発
- ・キャリア教育を柱とした「作業学習のモデルプラン」の開発
- ・ソーシャルスキルトレーニングの実施
- ・企業や関係機関による授業評価・改善
- ・校内での喫茶店、コンビニ、事業所の立ち上げ、近隣のスーパー・商店街等でのアンテナショップの立ち上げ等による、より実践的な校内実習 等

平成26年度 キャリア教育・就労支援等の充実事業

事業内容

就職支援ネットワーク会議の設置

(ウ)高等学校における取組

高等学校においては、特別支援学校からの支援を受けつつ、キャリア教育等の充実を図る。

(取組例)

i)計画的、組織的な進路指導

- ・個別の教育支援計画の作成・活用
- ・適性検査等の実施による実態把握の実施
- ・中学校からの引き継ぎの充実

ii)教育カリキュラムのより柔軟な運用及び指導方法の工夫

- ・ソーシャルスキルトレーニングの実施
- ・社会人としての生活に関する生徒向け講演会の実施
- ・自らの得意、不得意等の特性などを理解し、集団の中で状況に応じた行動を促す指導
- ・生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることを促す指導
- ・企業や関係機関との連携による実践的教育・実習等の実施
- ・障害のある生徒が理解しやすいよう配慮した授業改善
- ・障害の状態に応じて各教科・科目の内容を補充するための指導

iii)保護者への理解啓発

- ・障害者雇用率制度を踏まえた採用など法制度面の対応について理解を深めるとともにそれぞれに応じた適切な支援を行うにあたり必要な知識・情報を修得

障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について(平成25年3月29日 文科省初等中等教育局長通知)

※平成26年3月31日一部改正(平成26年3月31日 文科省生涯学習政策局、初等中等教育局、高等教育局 通知)

障害者の雇用に関する労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携について、今般、都道府県労働局や公共職業安定所等において特別支援学校等との連携を一層強化するよう、厚生労働省職業安定局長より通達を发出。文部科学省では、教育委員会等に対し、本件通達の周知と、労働関係機関との一層の連携の下に、障害のある生徒の就労に向けた職業教育、進路指導等の充実を図られるよう通知。

厚生労働省職業安定局長通達(25.3.29)概要

「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への流れをより一層促進するため、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等の地域で障害者の就労支援を行う機関、特別支援学校、企業や医療機関等、地域全体で障害者の雇用を支えるため、都道府県労働局や安定所が中心となって、地域センターと連携を図りつつ、次の取組に重点を置いて実施。

※本通達については平成26年3月31日に一部改正が行われ、企業就労理解促進事業の実施について、発達障害者(発達障害の疑いのある者を含む。)等への就職支援に課題を抱えている高等学校、大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校及び専修学校の教職員等も対象になった。

1. 就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進や職場実習の推進

- ① 就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーによる助言等による障害者やその保護者、就労支援機関、相談支援事業所等、特別支援学校、医療機関等の教職員に対する企業理解の促進(企業就労理解促進事業)
- ② 障害者やその保護者、就労支援機関、特別支援学校、医療機関等と企業の不安を解消し、相互理解を促進するため、障害者が企業において就労体験を行う職場実習の推進

2. 企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施

- ① 雇入れから定着過程の段階においては、安定所が中心となって関係機関と連携し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援
- ② 職場定着後の段階においては、障害者就業・生活支援センターが中心となって、安定所や関係機関等による適切な役割分担の下、継続した職場定着の支援

3. ネットワークの構築・強化

- ① 自立支援協議会等へ積極的に参画するとともに、地方自治体と連携して、障害者就業・生活支援センターや地域の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所、事業主団体の参画も奨励
- ② 地域センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、医療機関等、関係機関等との連携の強化

「キャリア教育・就労支援等の充実事業」への参加・協力について

(平成26年4月2日 厚生労働省職業安定局雇用開発部 障害者雇用対策課障害者雇用専門官 事務連絡)

平成26年度より、文部科学省において高等学校段階における障害のある生徒へのキャリア教育・職業教育を推進し、労働や福祉等の関係機関と連携しながら就労支援を充実する実践的な研究「キャリア教育・就労支援等の充実事業」を実施。

当該事業に関して、厚生労働省より都道府県労働局又は公共職業安定所に対し、積極的に参加・協力するよう事務連絡を发出。具体的に参加・協力した内容等については下記のとおり。

1 就労支援ネットワーク会議への参加・協力

委託団体は、障害のある生徒の就職支援のためのネットワークを構築するため、モデル校となる特別支援学校高等部及び高等学校の教員、教育委員会等のモデル校の設置者のほか、労働・福祉等の関係機関からなる就労支援ネットワーク会議を設置し、モデル校への助言・評価、教員研修プログラムや技能検定の開発などを実施する予定である。労働局等は委託団体の求めに応じて当該会議に参加すること。

2 教員や保護者を対象とした講義への講師派遣

就職支援ネットワーク会議においては、教員研修プログラムを開発し、教員や保護者を対象とした障害者雇用率制度等の理解を深める講義を実施する予定である。

このため、労働局等は、講義の実施に当たって委託団体の求めに応じて労働局等の職員を講師として派遣するとともに、障害者雇用率制度や労働局等が実施する支援について紹介すること。

3 就職支援コーディネーターと連携した支援

委託団体は、モデル校に就職支援コーディネーターを配置し、モデル校となる特別支援学校高等部及び高等学校において、障害のある生徒の就労先・就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行う予定である。

このため、就職支援コーディネーターの求めに応じて開拓等に行ったり、公共職業安定所に求人を出している事業所や連携通達に基づき作成する職場実習受入候補事業所リストにある事業所のうち、就労先・就業体験先として開拓することが可能と思われる事業所を選定し、情報提供すること。

情報提供： 来年度の特別支援教育関係 予算要求について

平成27年度特別支援教育関係予算等 ～障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加憲化に向けた特別支援教育の充実～
平成27年度要求額14.9億円（平成26年度予算額13.1億円）

就学前	(早期支援)	<p>○早期からの教育相談・支援体制構築事業 336百万円(335百万円)</p> <p>障害のある子供に対する早期からの教育相談及び支援体制の構築を推進するため、教育と保育、福祉、保健、医療等の連携推進、情報提供等の取組を支援する。 40箇所 早期支援コーディネーター 約120人配置</p>	
	(教職員の専門性向上)	<p>○【拡充】特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 371百万円(14百万円)</p> <p>特別支援教育を担当する教職員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許取得に資する取組を実施するとともに、その環境整備を行う。</p> <p>◆指導者養成講習会等の実施(拡充) 15箇所～35箇所 ◆免許取得促進セミナーの開催(新規) 6箇所 ◆ICTを活用した教員の専門性向上充実事業、障害者スポーツに関する教員研修のための施設整備(新規)(特総研)</p>	
学校教育	(発達障害にかかる支援)	<p>○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 686百万円(586百万円)</p> <p>◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業 100百万円</p> <p>発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に向けた取組の一つとして、教育委員会等が主体となり、新たに各学校教育段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法・時期等に関する調査研究事業を行うことで特別支援教育の充実を図る。 20箇所</p> <p>◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 45箇所・発達障害支援アドバイザー 約80人配置 ◆発達障害理解推進拠点事業 40箇所 ◆発達障害に関する教職員育成7プログラム開発事業 7大学</p>	
	(インクルーシブ教育システムの構築・障害者理解の推進)	<p>○インクルーシブ教育システム構築モデル事業等 990百万円(989百万円)</p> <p>◆【新規】学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進 295百万円</p> <p>子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、相互に人格と個性を尊重・理解し合える共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が一緒に障害者スポーツを行ったり、障害者トップアスリートの体験談を聞いたりするなどのスポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。 50箇所</p> <p>◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業 35箇所 ◆特別支援学校機能強化モデル事業 25箇所 ◆看護師配置事業等</p>	
	(学習上の支援及び教材の開発)	<p>○学習上の支援機器等教材活用促進事業 507百万円(584百万円)</p> <p>◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所 ◆支援機器等教材を活用した指導方法充実事業 ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト(拡充) 等</p>	
自立と社会参加	(高等学校段階における支援)	<p>○自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 449百万円(449百万円)</p> <p>◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 40箇所・就職支援コーディネーター 約40人配置 ◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 27箇所・自立活動等担当教員 約30人配置</p>	
	(就学の支援)	<p>○【拡充】特別支援教育就学奨励費負担等 11,584百万円(10,151百万円)</p> <p>特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要経費を援助する。 ◆特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援拡充(高校就学支援金制度見直しの学年進行対応)</p>	

※【拡充】加配教員定数 310人の改善増 ※特別支援学校の教室不足解消のための補助 補助率:1/3

4 キャリア教育・職業教育 のさらなる充実に向けて

特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年告示、平成25年度から学年進行により実施）

<キャリア教育・職業教育の充実に関する改訂のポイント>

- 産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど、就業体験の機会を充実
- 校内の組織体制の整備や労働・福祉等の関係機関との連携、地域や産業界等の人々の積極的な協力を得るなど、進路指導を充実
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、全ての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け
- 知的障害者を教育する特別支援学校高等部の専門教科として「福祉」を新設（従前からある家政、農業、工業、流通・サービスに加えて新設）

◎特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月告示)(抜粋)

第1章 総則 第2節 教育課程の編成 第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

4 職業教育に関して配慮すべき事項

(3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(6) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

(16) 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。

第2章 各教科 第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第2款 主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容
〔家政〕、〔農業〕、〔工業〕、〔流通・サービス〕、〔福祉〕

個別の教育支援計画の作成(学習指導要領解説から)

- 「個別の教育支援計画」は、障害者基本計画に示された個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して教育機関が中心となって作成するもの。
- 障害のある幼児児童生徒については、教育関係者のみならず、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて適切な指導と必要な支援を行うために個別の教育支援計画を作成し、学校や家庭、関係機関における支援に生かしていくことが大切であることから作成を義務付け。

【留意事項】

- ① 個別の教育支援計画の作成に当たっては、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関等が、それぞれの役割分担の下、多面的に実態把握や情報収集を行い、必要とされる支援の目標や内容を決定する。
- ② 関係者間で幼児児童生徒の実態や支援内容について共通理解を図り、学校や関係機関における適切な指導や必要な支援に生かす。学校と関係機関等とが連携して、個別の教育支援計画に記述された目標や内容、支援状況やその成果等について、適宜、評価し改善を行うことにより、より適切な指導と必要な支援が実施できるようにする。
- ③ 特に高等部の段階においては、学校から進路先への移行が円滑に進むようにすることが重要。例えば、企業や福祉施設等での就業体験等の体験学習を通して生徒が就業への意欲を高めたり、進路先で課題に落ち着いて取り組んだりできるよう、関係者間で連携協力しながら個別の教育支援計画を作成していくことが大切である。

就業体験の機会の確保(学習指導要領解説から)

- 産業現場等における実習は、実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となるとともに、生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成が図られるなど、高い教育効果を有する。
- 職業学科のみならず普通科を含めてどの学科においても、キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すべきことを示した。

【留意事項】

- ① 学校が主体となって就業体験を行う場合には、各教科における「課題研究」や各科目の実習、あるいは総合的な学習の時間や特別活動の一環として取り組むことなどが考えられる。
- ② 企業等が主体となってプログラムを用意し、それに生徒が参加することも考えられる。このような学校外における就業体験活動等の単位認定(学校教育法施行規則第98条)に当たっては、必要に応じてオリエンテーションの実施、計画書の提出、学校による事前・事後の適切な指導が望まれる。
- ③ 就業体験の実施に当たっては、学校は、事前に企業等と意見交換等を行い、その趣旨やねらいなどについて理解を求めるとともに、就業体験は教育活動の一環として行われるものであり、いわゆるアルバイトとは区別される必要がある。
- ④ キャリア教育の一層の推進の観点から、受入れ先の状況を考慮しつつ、学校の実態、学科の特色、生徒の特性や進路等に応じ、関係する各教科・科目等の指導計画に位置付けて、より長期間の実習を取り入れることも期待される。

計画的・組織的な進路指導、キャリア教育の推進(学習指導要領解説から)

- 進路指導を効果的に進めていくためには、校内の組織体制を整備し、学校全体の教師が相互に緊密な連絡をとり、協力して指導に当たる必要。また、家庭や地域社会、福祉、労働等の関係諸機関との連携にも十分配慮していく必要。
- 生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会とのかかわりについて深く考え、将来の生き方、進路を選択して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行うことが強く望まれる。
- 進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることなどを踏まえて指導を行うことが大切。

【留意事項】

- ① 生徒が自己の特性等と将来の進路とのかかわりにおいて適切な各教科・科目を選択できるように指導する必要。
- ② 個別の教育支援計画を活用しながら、保護者とともに進路指導を進め、地域社会や福祉、労働等の関係機関との連携を図ることが重要。特に、生徒が主体的に進路を選択できるように、労働関係機関と連携を図り、生徒や保護者に対して適切な時期に必要な情報を提供できるようにすることが重要。
- ③ 望ましい職業観・勤労観の育成等を図る観点から、就業体験が行われるよう配慮することが必要。

「キャリア教育」とは

- ・ 中教審答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」
(平成23年1月)
- ・ 「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」

キャリア教育と職業教育の基本的方向性

- ・ ① 幼児期の教育から高等教育まで体系的にキャリア教育を進めること、その中心として、基礎的・汎用的能力を確実に育成するとともに、社会・職業との関連を重視し、実践的・体験的な活動を充実すること。
- ・ ② 学校は、生涯にわたり社会人・職業人としてのキャリア形成を支援していく機能の充実を図ること。

社会的・職業的自立、学校から社会・職業への 円滑な移行に必要な力に含まれる要素

<力に含まれる要素>

「基礎的・基本的な知識技能」

「基礎的・汎用的能力」

「論理的思考力・想像力」

「意欲・態度及び価値観」

「専門的な知識・技能」

<基礎的・汎用的能力>

人間関係形成・社会形成能力

自己理解・自己管理能力

課題対応能力

キャリアプランニング能力

人間関係形成・社会形成能力

- 他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝える力
- 自分の状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・共同し、社会に参画する力
- <具体的な要素>
 - 他者の個性を理解する力、
 - 他者に働きかける力、
 - コミュニケーション・スキル
 - チームワーク、リーダーシップ等

自己理解・自己管理能力

- 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動する力
- 自ら思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力
- <具体的な要素>
 - 自己の役割の理解
 - 自己の動機付け
 - ストレスマネジメント
 - 前向きに考える力
 - 忍耐力
 - 主体的行動等

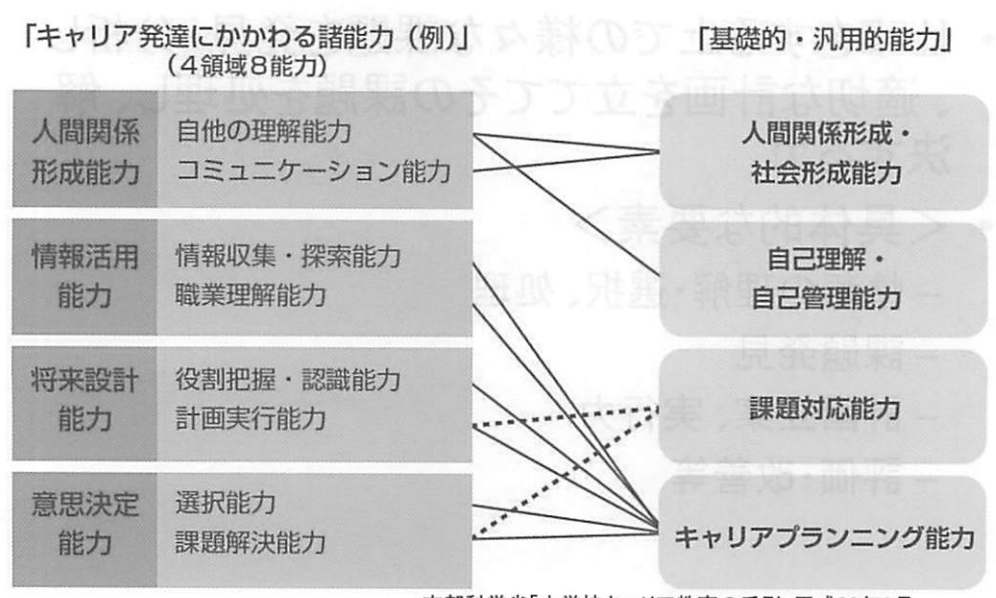
課題対応能力

- 仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決する力
- <具体的な要素>
 - 情報の理解・選択、処理
 - 課題発見
 - 計画立案、実行力
 - 評価・改善等

キャリアプランニング能力

- 働く意義を理解し、自ら果たすべき様々な立場と役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置づけ
- 多様な生き方に関する情報を適切に取捨選択・活用し、主体的に判断してキャリアを形成していく力
- <具体的な要素>
 - 学ぶこと・働くことの意義や役割の理解
 - 将来設計、選択、行動と改善等

「4領域8能力」と「基礎的・汎用的能力」の関係



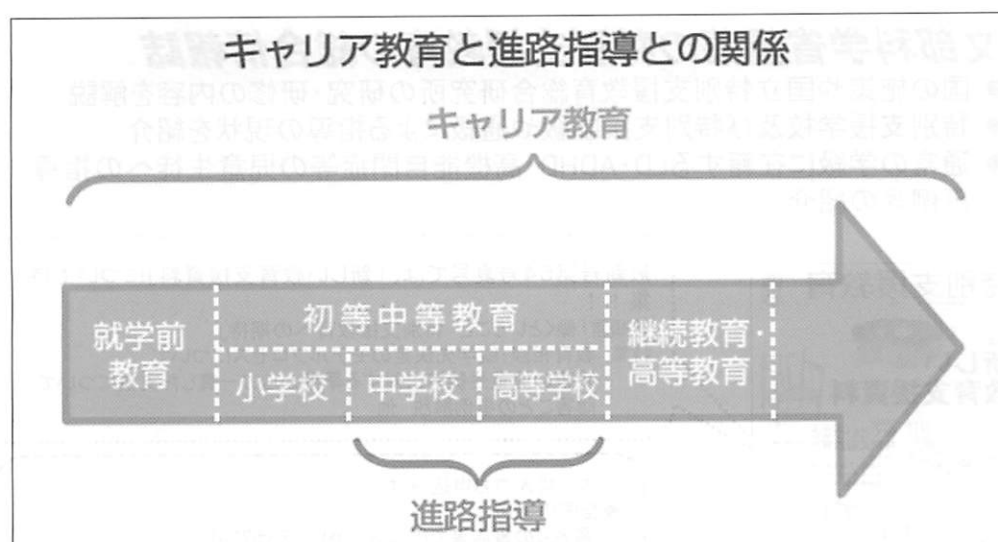
文部科学省「中学校キャリア教育の手引」平成23年3月

キャリア教育と職業教育の関係

	育成する力	教育活動
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度。	普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。
職業教育	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度。	具体の職業に関する教育を通して行なわれる。

中教審答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月）より作成

キャリア教育と進路指導の関係



文部科学省「中学校キャリア教育の手引」平成23年3月

まとめ

- インクルーシブ教育システムの構築と
特別支援教育の推進
- 特別支援教育とキャリア教育
⇒ 共生社会の形成
- キャリア教育の視点からの教育活動の展開
 - 卒業後の生活を見据えた教育活動の新たな工夫
 - 障害の程度が中・重度の児童生徒の指導の充実
 - 小・中学部と高等部の系統性
 (特に中・高6年間で系統性のある学習活動の展開など)

特別支援教育の推進という私たちの共通理念のもと、
子供たちの教育をより豊にできるように、一緒に頑張っていきましょう！！

季刊誌

特別支援教育

発行日：年間4回(3、6、9、12月)
価格：定価734円
B5版、約70ページ

文部科学省編集の特別支援教育の総合情報誌

- 国の施策や国立特別支援教育総合研究所の研究・研修の内容を解説
- 特別支援学校及び特別支援学級や通級による指導の現状を紹介
- 通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への指導事例等の紹介



最新号第54号夏号では、「新しい教育支援資料」について特集！！

巻頭言「働くということ 特別支援教育への期待」

特集 教育相談・就学先決定のモデルプロセスについて

障害の児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について
障害ごとの事例解説 他

本誌の購入のお申込みは…

◆ 全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい(定価734円)。

◆ 東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております TEL03-3823-9206
<http://www.toyokan.co.jp/>

お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm/

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第2版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育情報センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育情報センター

<http://icedd.nise.go.jp>

メールマガジン

<http://www.nise.go.jp/cms/6,0,13.html>

是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY·JAPAN